

## 第 5 回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

### 第 1 号 (6月9日)

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	8
議事日程の報告.....	8
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	8
町長の説明.....	9
議案第 7 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	1 5
福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙.....	1 6
請願・陳情について.....	1 8
散会の宣告.....	1 8

### 第 2 号 (6月10日)

議事日程.....	1 9
本日の会議に付した事件.....	1 9
出席議員.....	1 9
欠席議員.....	1 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 0
事務局職員出席者.....	2 0

開議の宣告.....	2 1
議事日程の報告.....	2 1
報告第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 1
報告第 1 6 号、報告第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 5
報告第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 6
報告第 1 9 号、報告第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 7
報告第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 9
報告第 2 2 号、報告第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0
報告第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 3
議案第 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 4
議案第 7 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 0
議案第 7 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 1
議案第 7 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 5
議案第 7 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 6
休会について.....	4 7
散会の宣告.....	4 8

### 第 3 号 ( 6 月 1 2 日 )

議事日程.....	4 9
本日の会議に付した事件.....	4 9
出席議員.....	4 9
欠席議員.....	4 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	5 0
事務局職員出席者.....	5 0
開議の宣告.....	5 1
一般質問.....	5 1
円 谷    寛 君.....	5 1
根 本 重 郎 君.....	6 4
今 泉 文 克 君.....	7 3
議事日程の報告.....	8 5
産業厚生常任委員長報告 ( 議案第 7 2 号について ) 及び報告に対する質疑、討 論、採決.....	8 6
常任委員長報告 ( 請願・陳情について ) 及び報告に対する質疑、討論、採決.....	8 7

決議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 9
議会運営委員会所管事務調査の申出について.....	9 1
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	9 2
農業委員の推薦について.....	9 2
議事日程の追加.....	9 3
意見書案第 8 号、意見書案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	9 3
閉議の宣告.....	9 5
町長あいさつ.....	9 5
閉会の宣告.....	9 6
署名議員.....	9 7

鏡石町告示第 27 号

第 5 回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 20 年 6 月 3 日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成 20 年 6 月 9 日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	深谷	莊一	君	2番	今駒	英樹	君
3番	渡辺	定己	君	4番	今駒	隆幸	君
5番	根本	重郎	君	6番	大河原	正雄	君
7番	柳沼	俊行	君	8番	今泉	文克	君
9番	仲沼	義春	君	10番	木原	秀男	君
11番	菊地	栄助	君	12番	小貫	良巳	君
13番	円谷	寛	君	14番	円谷	寅三郎	君

### 不応招議員（なし）

## 平成20年第5回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成20年6月9日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 町長の説明  
日程第 4 議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について  
日程第 5 福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙  
日程第 6 請願・陳情について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(14名)

1番	深谷 莊一君	2番	今駒 英樹君
3番	渡辺 定己君	4番	今駒 隆幸君
5番	根本 重郎君	6番	大河原 正雄君
7番	柳沼 俊行君	8番	今泉 文克君
9番	仲沼 義春君	10番	木原 秀男君
11番	菊地 栄助君	12番	小貫 良巳君
13番	円谷 寛君	14番	円谷 寅三郎君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊 政雄君	副町長	大河原 直博君
総務課長	木賊 正男君	税務町民課長 参事兼課長	角田 勝君
健康福祉課長	今泉 保行君	産業課長兼 農業委員会 事務局	小貫 忠男君

都市建設課長  
参事兼課長  
教育課長  
會計管理室長  
兼出納管理長  
選舉委員會  
監査委員

椎野優偉君  
佐藤節雄君  
八巻司君  
曾根巧君  
中西勉君

上下水道課長  
教育課長  
教育委員會  
教委會  
農業委員會  
會長  
會長

小林政次君  
遠藤栄作君  
稲田耕筈君  
會田栄夫君

事務局職員出席者

議事會事務局  
局長

面川廣見

主任主査

相樂信子

開会 午前10時00分

#### 開会の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

ただいまから第5回鏡石町議会定例会を開会いたします。

#### 開議の宣告

議長（仲沼義春君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

#### 議会運営委員長報告

議長（仲沼義春君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） おはようございます。

先日、議会運営委員会を開催いたしまして、会期日程及び議事日程について決定しておりますので、ただいまより読み上げます。

第5回鏡石町議会定例会会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

#### 諸般の報告

議長（仲沼義春君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会の庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、中西勉君。

〔監査委員 中西 勉君 登壇〕

監査委員（中西 勉君） 皆さん、おはようございます。

平成20年2月、3月、4月分の例月出納検査報告を申し上げます。

まず、平成20年2月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成20年2月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成20年3月25日、午前9時55分から午前11時30分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成20年2月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、3月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成20年3月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成20年4月25日、午前9時56分から午後12時05分まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成20年3月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、4月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成20年4月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか、ここは9となります。8となっていますが、9にご訂正いただきます。後期高齢者医療制度に係る特別会計が1つふえましたので、9となります。9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成20年5月26日、午前9時52分から午後12時09分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成20年4月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（仲沼義春君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、公立岩瀬病院組合議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君 登壇〕

11番（公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君） おはようございます。

公立岩瀬病院の組合議会の報告をいたします。

平成20年3月27日木曜日、午前10時より開会いたしました。

議事日程第1号、第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、報告第1号 専決処分の報告については、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少についてであります。

第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、平成19年度公立岩瀬病院組合病院事業会計補正予算（第2号）であります。

第5、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第6、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第7、議案第4号 平成20年度公立岩瀬病院組合病院事業会計予算についてであります。

議案案にて、全議案原案のとおり可決いたしております。

なお、詳細についてはお手元に配付の資料のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議長（仲沼義春君） 次に、県中地域水道用水供給企業団議会議員、1番、深谷荘一君。

〔県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君 登壇〕

1番（県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君） おはようございます。

県中地域水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

県中地域水道用水供給企業団におきましては、平成20年4月23日水曜日、午前10時より、石川地方生活環境施設組合2階議場におきまして、全員協議会に続き、平成20年第2回県中地域水道用水供給企業団議会臨時会を開きました。

議事日程第1、議席の指定で、今回、玉川村、平田村の議会改選により、1番議席より14番議席のうち、9番、西川、10番、佐久間玉川村議員、11番、高橋、12番、上遠野平田村議員に指定しました。

日程第2、会議録署名議員の指名で、1番、太田忠良、2番、橋本武治議員を指名し、日程第3、会期の決定で、1日限りとしました。

日程第4、諸般の報告があり、日程第5、議案の上程及び提案理由の説明がありました。

日程第6、議案第2号 県中地域水道用水供給企業団監査委員の選任につき同意を求める

ことについてであります。前委員の任期満了に伴う選任であります。選任の中村弘は元石川町議員であり、前企業団議会議長であります。また、佐久間安直氏につきましても、同じく選任で、玉川村議会議員であり、当企業団議会議員でもあります。議案第2号を仮議席のとおりと認め、原案のとおり可決をいたし、閉会をいたしました。

以上で平成20年第2回県中地域水道用水供給企業団議会臨時会の報告を終わります。  
議長（仲沼義春君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

#### 招集者あいさつ

議長（仲沼義春君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。  
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

木々の緑も一段と深まり、我が町の花、アヤマの季節を迎えた本日、第5回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、報告10件、条例の制定及び改正4件、補正予算2件の、合わせて16件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、承認、議決を賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

#### 議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
よろしくお願い申し上げます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（仲沼義春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、6番、大河原正雄君、7番、柳沼俊行君、8番、今泉文克君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（仲沼義春君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの5日間としたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決しました。

#### 町長の説明

議長（仲沼義春君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第5回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

内閣府は、5月22日の月例経済報告において、我が国経済について、「景気はこのところ足踏み状態にある」との基調判断を示しました。その背景には、企業収益は弱含み、設備投資はおおむね横ばいとなり、雇用情勢は厳しさが残る中で、改善に足踏みが見られ、個人消費、住宅建設については持ち直してはきたものの、このところ足踏み状態であり、さらに、輸出は伸びが鈍化し、生産も改善が見られないことを要因と見ています。

また、経済の先行きについては、改正建築基準法施行の影響が収束していく中で、輸出が増加基調で推移し、景気は緩やかに回復していくと期待されるとしていますが、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の景気後退懸念や株式・為替市場の変動、原油価格の動向等から、景気の下振れリスクが高まっていることに留意する必要があると報告しました。

政府は、「日本経済の進路と戦略」及び「経済財政改革の基本方針2007」を一体として改革を推進するとともに、現下の経済状況やリスクの高まりに鑑み、「成長力強化への早期実施策」を着実に実行していくこととしています。

さて、ことし1月18日に召集された第169回通常国会は、間もなく会期末となりますが、今国会では、最大の争点となりましたガソリンにかかる揮発油税などの暫定税率や道路特定財源の取り扱いをめぐり、混乱しました。特に、3月末に暫定税率が期限切れとなり、1カ月後の4月30日に衆議院において再議決されるなど、国民の多くがガソリンの価格に振り回されたことと思います。

本町にとっては、国道4号4車線化や鏡石スマートインターチェンジの恒久化に向けたアクセス道路の整備を初め、高久田一貫線などの町道の整備を道路特定財源による地方道路整

備臨時交付金事業として行ってきており、平成20年度事業についても、当初予算の中で道路特定財源を見込んでいることから、方向性を見きわめてから事業に着手することとして、各事業を留保してきたところであります。幸い、5月13日に衆議院において関係法案が再議決され、予定していた財源が確保できましたので、今後は、各事業の推進に向けて全力で取り組みたいと思います。

このほか、4月1日には、急速に進む少子高齢化と年々増加する医療費に対応した後期高齢者医療制度がスタートいたしました。制度のわかりにくさや説明不足などから、県内の市町村窓口には、開始直後、高齢者からの問い合わせが相次ぎ、マスコミをにぎわせました。

本町においては、パンフレット等の配布に加え、高齢者団体等への説明会開催など、担当課によるきめ細やかな説明を行ってきた結果、問い合わせやトラブルも少なく、スムーズに導入できたものと考えております。

ことし4月以降のニュースでは、全国的に硫化水素による自殺事件が相次ぎ、大きな社会問題となり、県内においても同様の事件が発生したことから、須賀川地方広域消防本部において、「硫化水素ガス中毒による自損行為への対応訓練」を実施したところであり、管内において、このような事件・事故が発生しないよう、関係機関一体となって取り組んでまいりたいと思います。

一方、世界的には、先月2日夜から3日にかけて、ミャンマーにおいて大型サイクロン「ナルギス」の直撃により、国連推計で死者6万人から10万人、行方不明者22万人と発表され、また、5月12日午後には、中国四川省で発生した大地震により、死者・行方不明者が10万人を超えるという過去最大級の自然災害が相次いで発生し、未曾有の大惨事となりました。

いずれの自然災害も予測不可能ではありますが、今回の災害から、改めて自然の脅威と人間の力の限界を知らされました。被災された両国の住民の皆様には、一瞬にして家族、両親を亡くされた深い悲しみははかり知れないものがありますが、一日も早く復興され、もとの生活に戻れるよう願うとともに、犠牲となられた方々へ哀悼の意を表するものであります。

次に、3月以降の町における主な出来事について報告いたします。

初めに、昨年9月14日に利用開始された「鏡石スマートIC社会実験」は、ことし3月31日までの予定でしたが、4月1日以降も実験継続が決定され、春から夏の観光シーズンの利用状況などを見きわめるため、秋ごろまでの継続を見込んでおります。

4月末現在の総利用台数は9万6,873台となっており、5月6日には10万台を突破いたしました。実験当初、1日平均約400台であった利用台数が、現在では約500台を超えてはありますが、恒久化に向けて、さらに利用台数の600台を目指し、今後も継続して利用増加に向けた取り組みを実施してまいりますので、引き続き関係各位の強力なご協力をお願いする

ものであります。

4月11日、福島交通株式会社が東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請し、保全管理命令を受けるといった報道がありました。車社会の進展や少子化による需要の落ち込み、さらに、規制緩和による価格競争などで業績が悪化したことが原因と見られています。

本町においても、成田線を初め、7路線が運行され、町民の足となっておりますが、いずれの路線も乗車率は低く、路線の維持管理に対する補助金も年々増加していることから、行財政改革集中プランの中でも生活路線バスのあり方を検討しているところであります。

ことし2月末から3月にかけては、町内で3の方が100歳を迎えられるといううれしいニュースがありました。100歳を迎えられたのは、2月に鏡田在住の岩井こうさん、3月に笠石在住の清水鐵次郎さんと成田在住の小林眞一さんの2人で、この3人を含め、町内に100歳を超える方が6名となりました。皆さんがいつまでもお元気で長生きされることを願っております。

さて、ことしの冬は気温の低い日が続き、最低気温も例年を下回るなど、この冬の暖房費は家計に大きく響いたのではないかと思います。このことから、町では、昨年後半からの原油価格の高騰による石油製品の価格の上昇を受け、1月の臨時議会で議決いただきました生活弱者など低所得世帯に対する福祉灯油緊急助成事業に取り組み、5,000円分の福祉灯油券を交付し、3月31日までの利用による支援を行った結果、368人、助成総額で170万5,000円の利用実績がありました。

次に、平成20年度事業がスタートし、間もないところではありますが、主な事業の取り組み状況について申し上げます。

快適な都市づくりとして取り組んでおります地方道路整備交付金事業の高久田一貫線の道路改良は、いまだ進展が見られない状況が続いておりますが、引き続き須賀川市と協議を重ねてまいります。また、高久田一貫線の補完道路と位置づけされている鏡田499号線は、関係地権者の協力を得ながら、整備促進を図っているところであり、順調に推移しております。さらに、笠石南町地区の久来石行方蓮池西線は、昨年度の全体計画路線の実施設計完了により、工事の早期着工に向けて取り組んでいるところでありますので、関係地権者のご理解とご協力をお願いするものであります。

昨年度、新規事業として取り組みました笠石鏡田線の歩道整備事業につきましては、歩行者の安全性と利便性を図るため、引き続き整備促進を図ってまいります。

また、農業基盤整備促進事業の豊田地区・小栗山地区の道路改良事業につきましては、順調に推移しており、豊田地区は、今年度事業完了に向け、事業促進を図ってまいります。

国道4号鏡石拡幅事業につきましては、国の直轄事業として、昨年度から用地買収に入りましたので、町といたしましても、工事の早期着工に向け、引き続き事業の促進を強く要望

してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、平成17年度から事業計画の見直しを行ってまいりましたが、今年度は都市計画道路及び用途地域変更などの業務に加え、計画道路実施設計及び一部の道路築造工事を計画しており、事業の促進を図ってまいります。

なお、用途地域変更につきましては、素案について、県との協議が調ったことから、現在、法的な事務手続に入ったところであります。

生活環境の整備に向けた下水道整備につきましては、昨年度末の下水道普及率が71.4%、水洗化率83.4%（対前年比0.3%増）となっており、県内でも上位の普及率であります。今年度の工事につきましては、現在、設計等諸準備を進めているところであり、計画的に事業を推進していきたいと思っております。

また、上水道事業につきましては、平成11年度から実施している石綿セメント管更新事業が、昨年度末で計画延長の約34.7%（8.8キロメートル）更新したところであり、いまだ整備率が低いため、計画的に実施してまいりたいと思っております。

さらに、平成30年度までの水道全般にわたる将来計画を含めた認可申請を今年度新規事業として計画していますが、今後の水道事業の根幹をなすものであり、関係機関、関係課と協議しながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

行事としては、6月1日からの水道週間にちなみ、6月6日には、町管工事組合のご協力をいただき、町内浄水場並びに水源等の環境整備を実施したところであり、今後も安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

活力づくりの中で、農業振興事業として取り組んでいる「きゅうりの防虫ネット事業」につきましては、年々その成果も見え、確実な広がりとなっております。また、2年目となるホモブシス根腐れ病対策としての土壌消毒についても、現在、JAを取りまとめ機関として集約作業を行っているところであり、野菜振興策への大きな効果を期待しているものであります。

県営成田ほ場整備事業につきましては、事業着手以来10年が経過し、昨年度までに地域内農地の96%が完了しており、ことしは、河川の築堤工事を初め、高野池取水口の改修工事や河原地区の揚水機場改修工事等を実施する予定であります。間もなく県中農林事務所において発注の運びとなりますが、県道バイパスの早期進行とあわせて、成田地区のより一層の生活基盤の充実を願うものであります。

元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、「健康寿命」を延ばし、「活動的な85歳」を目指す健康づくりを目標に、生活習慣病の予防や感染症の予防、精神保健の啓発等に取り組みながら、健康診査事業、母子保健事業、予防接種事業等を年間計画に基づき、進めているところであります。

高齢者福祉事業につきましては、在宅福祉事業や生きがいづくり事業を継続的に実施するとともに、介護保険事業においては、介護予防事業、地域支援事業の充実を図る一方、第4期の介護保険事業計画策定に向けて、データ収集・分析等の業務を進めております。

児童福祉関係では、次世代育成支援事業でもある放課後児童クラブ、つどいの広場の運営に加え、4月からは、認定子ども園運営支援事業を行っておりますが、それぞれ順調に展開されております。

障害者福祉事業につきましては、平成19年3月に策定した障害者福祉計画に基づき、地域生活支援事業の充実を図っており、今年度から地域活動支援センターの運営支援を行っております。

環境美化推進事業では、町保健委員会の協力を得ながら、町内一斉環境美化清掃を4月と6月に実施しており、ごみの減量化と資源化については、町広報紙による啓発活動や子ども会育成会等との連携事業を行っているところであります。

人づくりとしての学校教育と社会教育につきましては、昨年、43年ぶりに再開されました小学6年生と中学3年生を対象とした全国学力テストが4月22日に実施されたところであります。前年度の結果を含めて、児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析し、基礎学力の向上を図っていききたいと考えております。

夏休みを利用して実施している中学生の語学研修と異文化体験を通じた人材育成事業であります海外文化学習事業につきましては、今年度で13回目となりますが、今回は14名の応募があり、7月の出発に向けて準備を進めているところであり、中学生の今後の活躍に期待するところであります。

町行政改革集中改革プランの1つである学校給食の調理業務民間委託につきましては、今年度から第二小学校において民間委託を実施したところでありますが、食の安全性には今後とも万全を期していききたいと思っております。

生涯学習の推進につきましては、町生涯学習推進計画の基本目標であります「生きがいあふれ 創造性豊かな たくましい町民の育成」を目指し、町民一人一人が学習活動を高めていくための環境整備を進めているところであり、社会教育、社会体育関係団体においては、今年度の総会等が開かれ、新たな事業計画を決めてスタートしましたので、町といたしましても、構成団体・グループの育成・支援に努めてまいりたいと考えております。また、生涯スポーツ社会の実現を図るため、いつでも、だれでも参加できる「総合型地域スポーツクラブの設立」を目指し、取り組んでいるところであり、昨年度は、町体育協会を中心に発起人会が開かれ、ことし4月には、町内の各団体等から成る準備委員会として発足したところであります。現在、運営委員会を中心に、平成21年2月のクラブ設立に向けた取り組みを進めているところであります。

町民総参加の町づくりとしての自治体個性化推進事業につきましては、フローラのまちづくり推進事業として、仁井田区に補助金の交付を決定したところであり、地域住民のコミュニティづくりと地域環境づくりにつながることを期待するものであります。

また、地域振興イベント事業として、「第6回鏡石あやめ祭り」が町観光協会主催により開催されますが、今月18日には鳥見山公園のあやめ園オープン式、メイン行事を21、22日の土日として、文化芸能祭りやあやめ撮影会など、多彩な催しが予定されており、町内外を問わず、多くの方々とともに安らぎと潤いのひとときを過ごしていただければと思います。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

まず、報告第15号から報告第21号までの7件の専決処分した事件の承認につきましては、平成19年度の一般会計ほか6会計の補正予算であり、いずれも事業確定による最終整理予算の専決処分であります。

報告第22号の専決処分した事件の承認につきましては、鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定であり、エンジェル税制等の見直しによる関係規定の改正であります。

報告第23号の専決処分した事件の承認につきましては、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定であり、後期高齢者医療制度に伴う高齢者医療支援金等の創設により、関係規定を加えるものであります。

報告第24号の繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ことし3月の第4回議会定例会において議決いただきましたスマートICアクセス道路整備事業に係る繰越明許費についての報告であります。

議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきましては、昨年6月に施行されました企業立地促進法の規定に基づき、工場敷地に対する緑地面積率等について、緩和措置を講じるための条例の制定であります。

議案第73号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今国会において議決のありました税制改正法案を受けて、個人住民税寄附金税制、いわゆる「ふるさと納税」などを盛り込んだ町税条例の改正であります。

議案第74号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほどの企業立地促進法に基づく集積区域内の対象施設に係る固定資産税の課税免除措置を加えるものであり、議案第72号とともに、企業誘致促進に向けた条例の制定であります。

議案第75号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国保税収見込み額の増減による税率の改正による所要の改正を行うものであります。

議案第76号 平成20年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、農地・水環境保全対策補助事業実施に伴う補助金のほか、境土地区画整理事業に対する組合への町の賦課金

などが主なものであります。

議案第77号の平成20年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、議案第75号の鏡石町国民健康保険税条例の一部改正に伴う税財源調整のための補正であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第72号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（仲沼義春君） 日程第4、議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の157ページになります。

本条例の制定につきましては、このたびの国の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の制定に基づく福島県中地域基本計画に掲げる当町の重点区域における工場立地法に定める緑地面積率及び環境施設面積率について緩和する特例措置を定めるものであります。

第1条は趣旨について規定するもので、工場立地法の規定にかえて準則を定める規定であります。

第2条は定義について規定するもので、用語については工場立地法の例を用いる規定であります。

第3条は、区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を定める規定であります。区域ごとに、緑地面積の敷地に対する割合については、100分の15からそれぞれ区域ごとに100分の5ずつ緩和するもので、同じく環境施設の面積の敷地面積に対する割合についても、100分の20からそれぞれ区域ごとに100分の5ずつ緩和する規定であります。

158ページになります。

附則第1項につきましては、施行日について規定するものであります。

第2項につきましては、緑地率や環境施設の敷地面積に対する割合が、工場立地法で規定された昭和49年6月28日以前の既存工場についても救済ができるようにするための規定であります。

以上、ご説明申し上げます。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって、産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についての件は、産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

#### 福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

議長（仲沼義春君） 日程第5、福島県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

特別地方公共団体である福島県後期高齢者医療広域連合における今回の補欠選挙は、広域連合議会の議員の任期満了に伴って行われるものです。

この選挙は、広域連合の規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第31条の規定に基づく選挙結果のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票数のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（仲沼義春君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に木原秀男君及び菊地栄助君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（仲沼義春君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（仲沼義春君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

議長（仲沼義春君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

木原秀男君及び菊地栄助君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（仲沼義春君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票数13票、無効投票1票

有効投票のうち、

大和田 昭 君 10票

斎藤松夫君 3票

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

#### 請願・陳情について

議長（仲沼義春君） 日程第6、請願・陳情については、会議規則第89条の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### 散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時07分

## 平成20年第5回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成20年6月10日(火)午前10時開議

- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第15号 | 専決処分した事件の承認について               |
| 日程第 2 | 報告第16号 | 専決処分した事件の承認について               |
| 日程第 3 | 報告第17号 | 専決処分した事件の承認について               |
| 日程第 4 | 報告第18号 | 専決処分した事件の承認について               |
| 日程第 5 | 報告第19号 | 専決処分した事件の承認について               |
| 日程第 6 | 報告第20号 | 専決処分した事件の承認について               |
| 日程第 7 | 報告第21号 | 専決処分した事件の承認について               |
| 日程第 8 | 報告第22号 | 専決処分した事件の承認について               |
| 日程第 9 | 報告第23号 | 専決処分した事件の承認について               |
| 日程第10 | 報告第24号 | 繰越明許費繰越計算書について                |
| 日程第11 | 議案第73号 | 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第12 | 議案第74号 | 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第13 | 議案第75号 | 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第76号 | 平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)        |
| 日程第15 | 議案第77号 | 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  |

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(14名)

- |     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 深谷 莊一君 | 2番  | 今駒 英樹君  |
| 3番  | 渡辺 定己君 | 4番  | 今駒 隆幸君  |
| 5番  | 根本 重郎君 | 6番  | 大河原 正雄君 |
| 7番  | 柳沼 俊行君 | 8番  | 今泉 文克君  |
| 9番  | 仲沼 義春君 | 10番 | 木原 秀男君  |
| 11番 | 菊地 栄助君 | 12番 | 小貫 良巳君  |
| 13番 | 円谷 寛君  | 14番 | 円谷 寅三郎君 |

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木 賊 政 雄 君	副町長	大河原 直 博 君
総務課長	木 賊 正 男 君	税務町民課長 参事兼課長	角 田 勝 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産業課長兼 農業委員 事務局局長	小 貫 忠 男 君
都市建設課長 参事兼課長	椎 野 優 偉 君	上下水道課長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	遠 藤 栄 作 君
会計管理者 兼出納室長	八 卷 司 君	教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 筈 君
選挙管理 委員会委員長	曾 根 巧 君	農 業 委 員 会 長 職務代理者	根 本 達 夫 君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面 川 廣 見	主任主査	相 楽 信 子
-------------	---------	------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第1、報告第15号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔報告第15号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第15号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

3ページをお願いしたいと思います。

本件は、専決処分第14号として、平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。

このたびの補正につきましては、平成19年度予算の最終整理をしたものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,644万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,187万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、10ページからの事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げて、説明にかえさせていただきます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 5番の根本であります。

平成19年度の補正の中で、二、三点ちょっと質問させていただきます。

1点目は、37ページの民生費の中の扶助費、これ179万5,000円となって、これは灯油の緊急助成となっているんですけども、先日の町長の説明の中の欄では170万5,000円ということで、この記載されている数字と9万ほど合わないんですけども、それとあと、368人に配ったと。これを計算しますと、184万円になるんですけども、184万円配った中で、ここに記載されている数字が実際使われたというふうに理解していいのか。

それと、支出の部で、各項目ほとんど減額されて支出をされていいなと思っておるんですけども、1つ気になったのは、民生費関係の中の社会福祉費が軒並み減額されていると。ということは、いろいろと事情あると思うんですけども、それぞれに申し込みがある場合には、その申し込みが少ないのか、あるいは審査の基準が高いのか、あるいは、こういう減額されるということは、サービス等の低下につながらないのかを質問させていただきます。

よろしく願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

福祉灯油の緊急助成の点であります。今回減額いたしましたのは、当初積算いたしました350万円に対しまして、その実績に基づいて減額した数字であります。ちなみに、実績につきましては、町長の所信声明の中にありましたように、配付人員が368名、配付枚数は1,840枚、いわゆる1世帯5枚ということでありました。そのうち利用したのが1,705枚ということでありまして、残った分につきましては、今回減額したということでありまして、実質配付いたしましたけれども、ご利用にならなかったという方もいらっしゃるところであります。

続きまして、民生費の社会福祉関係の減額関係であります。

こちらの関係につきましては、ご承知のように、当初積算いたします段階では、ある程度の需要を見越した中でのいわゆるサービス料の提供量で積算しております。結果、それぞれそのサービスにつきましては、個人の方が利用するわけですけども、結果として、そのサービスを、何と申しますか、受けなかったというような状況の方もありまして、今回減額するわけでありまして、そのサービスについて、適切なサービスかどうかということにつきましては、私どものほうで判定、さらには施設等での判定、さらにはサービス事業所での判定に

基づいておりますので、それぞれ障害者の方々含めましてのサービスについては、十分に配慮しているというふうに理解しているところであります。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 57ページの駅東第1土地区画整理特別会計のほうに538万9,000円、一般会計のほうから、これ19年度で整理して出すということなんですけれども、後から特別会計のほう出ますが、この特別会計の計算書というんですか、これとこの関係、ちょっと疑問になる部分があるものですから、特別会計で質問してもいいんですが、19年度のこの中でこの繰り出しはどういう形でなるか伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この繰り出しにつきましては、先ほど、副町長の説明にもございましたように、駅東第1土地区画整理事業の中での起債対象経費が減額になったということで、今回、専決処分で一般会計のほうから繰り出すということでございますが、当初、駅東の事業費の中で起債借入額が610万円減額されたわけでございます。今回、駅東のほうで、専決で71万1,000円ほどの予算の整理をするということで、その差額について、今回、一般会計のほうから繰り出しをさせていただくということでございます。

なお、駅東の第1土地区画整理事業でのその減額になった分の予算の整理につきましては、3月の議会で整理をさせていただいているということなんですけれども、今回、一般会計からの繰り出しの予算の整理をさせていただくということで、専決で計上させていただきました。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 手法として、一般会計は一般会計、特別会計は特別会計ということで審議するわけでございますが、この内容から見ると、ちょっとこれ、理解がしにくい状態なものですから、本来ならば、向こうに590万行って、そして、その中で、今言った起債の減額分を減額して、そして、一般会計から入ったという記帳があれば理解するんですけども、そういう形になるということなんですか。要するに、起債減額になったから、その分に充当した。しかし、この説明資料ではそれが見えないものですから、その辺、3月のときに

これをやったから、今回、その差額分だけを特別会計は整理する、一般会計からはこういう形を出すということでやったんでしょうけれども、どうもそれが見えないということで、その辺、もう一度ちょっと説明、補足をお願いいたします。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 再質問にご答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、起債の借入額が当初予算よりも610万円ほど減額になったということでございまして、本来ですと、その時点で繰出金が610万円、それから特別会計のほうで610万円の歳入を見てということでやれば、610万円ということになるわけですが、今回、専決ということでございますので、後ほど、駅東のほうでも専決といえますか、承認をお願いするわけですが、予算の整理で71万1,000円の減額をするということで、その差額について、今回、538万9,000円の一般会計からの繰り出しを計上させていただいたということでございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

報告第15号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

よって、報告第15号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第16号、報告第17号の上程、説明、質疑、討論、採決  
議長（仲沼義春君） 日程第2、報告第16号 専決処分した事件の承認について及び日程第  
3、報告第17号 専決処分した事件の承認についての2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔報告第16号、報告第17号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、角田勝君。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） おはようございます。

ただいま一括上程されました専決第15号、第16号につきまして、提案理由の説明を申し  
上げます。

専決第15号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして  
は、歳入では国・県等の支出金が確定し、歳出でも給付費や事業費が確定したことによる専  
決処分をしたものでございます。

歳入歳出予算の総額につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ  
2,818万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億444万1,000円とす  
るものであります。

補正の内容につきまして、78ページからの事項別明細書により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 続きまして、95ページをおめくりいただきたいと思  
います。

専決第16号 平成19年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第4号）について説明を申  
し上げます。

本会計につきましても、支払基金交付金、国・県の支出金が確定、あるいは、医療費支給  
費が確定したことによる補正でございまして、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ  
1,040万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,848万9,000円と  
するものでございます。

補正の詳細内容につきまして、98ページの事項別明細書により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上、2会計につきまして説明を申し上げました。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、報告第16号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第16号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

次に、報告第17号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第17号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第4、報告第18号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔報告第18号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、椎野優偉君。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） ただいま上程されました報告第18号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

109ページをお開きください。

本件の専決第17号 平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでご

ざいます。

このたびの補正につきましては、事務事業の確定に伴う予算の整理でございまして、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,512万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、112ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第18号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第18号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第19号、報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第5、報告第19号 専決処分した事件の承認について及び日程第6、報告第20号 専決処分した事件の承認についての2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔報告第19号、報告第20号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林政次君。

〔上下水道課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課長（小林政次君） ただいま一括上程されました報告第19号並びに報告第20号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

117ページでございます。

初めに、専決第18号につきましてご説明いたします。

本件は、平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ858万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,382万3,000円とするものでございます。

内容につきまして、120ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（小林政次君） 以上で専決第18号の説明を終わります。

次に、127ページをお開き願いたいと思います。

続きまして、専決第19号につきましてご説明いたします。

本件は、平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ151万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,330万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、130ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（小林政次君） 以上、一括上程されました2会計につきましてご説明申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、報告第19号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第19号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

次に、報告第20号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第20号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第7、報告第21号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔報告第21号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、遠藤栄作君。

〔教育課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました報告第21号 専決処分した事件の承認についてご説明を申し上げます。

ページは137ページです。

専決第20号 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第3号）によりご説明を申し上げます。

今回の専決処分による補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,094万4,000円としたものであります。

内容につきましては、貸付金において、新規貸し付け分のうち入学準備金の利用者が少なかつたための予算の組み替えが主なものであります

詳細につきましては、140ページの事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

教育課長（遠藤栄作君） 以上、ご説明申し上げました。ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第21号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第21号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第22号、報告第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第8、報告第22号 専決処分した事件の承認について及び日程第9、報告第23号 専決処分した事件の承認についての2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔報告第22号、報告第23号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、角田勝君。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました専決第21号、第22号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの専決につきましては、両件とも地方税法の一部改正に伴い、適用期日の関係から専決処分をしたものでございます。

専決した内容でございますが、専決第21号 鏡石町税条例の一部を改正する条例につきましては、今般の税制改正により所得税法の一部が改正され、特定中小会社が上場した株式を譲渡した場合の譲渡所得について、その譲渡益を2分の1に圧縮する特例の規定が廃止されたために、町条例においてもこの規定があるため、廃止をしたものでございます。

改正条例等につきまして説明を申し上げます。

附則第20条第1項中は、特定株式を払い込みにより取得して、その後、その株式に価値し

ない損失が生じた場合は、特定株式を譲渡したことにより損失が生じたとみなすという規定であります。

法附則第35条の3第11項を法附則第35条の3第9項とするのは、今回の所得税法の一部改正での引用部分削除による条ずれでございます。

令附則第18条の6第22項の改め部分についても、法附則第35条の3第11項に関連する条文の整理でございます。

同条第2項以下の内容につきましては、平成12年4月1日から平成21年3月31日までの間に払い込みにより取得した株式を、その後3年間を超える保有をした後売却した場合の譲渡益については2分の1とする規定を削除し、さらに、譲渡損失の繰り越し控除の申告規定について、今回、所得税法の一部改正で削除されたので、引用部分を削除するものであります。

同条第4項中につきましては、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得についての課税の特例税率を平成20年12月31日までとし、それ以後については本則税率の適用とした旨、削除するというものでありまして、あわせて文言の整理をするものであります。

同条第7項、第8項を削るにつきましては、平成21年3月31日まで設けられていた特定中小会社に関する上場株式の譲渡所得を2分の1に圧縮する特例とその申告規定が、今回の所得税法の一部改正により、整理・削除するものでございます。

附則といたしまして、施行は公布の日とするものであります。

続きまして、148ページ、専決第22号につきまして説明を申し上げます。

専決第22号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者医療制度の施行に伴い、国が新たな制度として、後期高齢者医療制度への支援金を創設したと基礎課税額の変更及び減免の規定を整備するために専決処分をしたものでございます。

改正条項等については、第2条第1項中につきましては、国民健康保険税の課税額の規定であります。条文中に「後期高齢者支援金」を加え、同条第2項中の基礎課税額については、「56万円」を「47万円」とし、さらに、後期高齢者支援金の基礎課税額を12万円とする1項を加えるものでございます。

次条、第3条第1項中から第5条の2につきましては、後期高齢者支援金の創設に伴い、平成19年度税率をもとに暫定的にそれぞれの税率を改めるものでございます。

第24条につきましては、減免規定と減免を受けようとする場合の申請の規定、あるいは、新たな支援金課税額について、特定世帯以外の世帯と特定世帯の平等割額、均等割額の規定、それに伴う7割、5割、2割の軽減の規定でございます。

続きまして、152ページの中ほどになりますが、「第5条の2の次に次の4条を加える」

につきましては、第6条として、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を10分の1.6とし、第7条では、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額を100分の5とし、第7条の2では、その均等割額を6,000円とするものであります。

第7条の3につきましては、特定世帯以外の世帯の平等割額の規定でございます。

附則第2項中から次ページにつきましては、特定世帯についての国保税の算出について、所得割額の判定や国保税の徴収の方法、あるいは地方税法の改正内容を引用するため、条文の整理をするものでございます。

附則につきましては、第1条で施行期日を定め、第2条では適用区分を規定するものでございます。

以上、2専決につきまして説明を申し上げました。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの条例改正の件で質問させていただきますが、その前に、144ページのこれ、文章ちょっと誤っていないかどうかを確認したいんですが、報告第22号のところに、専決処分した事件の承認についてということで、「地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したいので」となっておりますが、これ、今までの専決処分のやつは皆、「専決処分したので」となっているんですが、これでいいんでしょうか。

あと、今度の149ページからの国保税条例の一部改正する条例ですけれども、今回の後期高齢者の医療制度のスタートで鏡石町における国保税の課税の内容がどのように変わるのか、この条例の改正に伴って、一体、町民の国保税被保険者の保険料がどのように推移をするのかをおおよその点で説明をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の1点目のご質問の144ページ、報告第22号の文中の「専決処分したいので」というふうなところでありますが、報告事項でありますので、「したので」の誤りでございますので、訂正しておわび申し上げます。申しわけありませんでし

た。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員のご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度スタートで、課税がどのように変わるのかというご質問ですが、国保税の状態はどのようになるかということでご理解いただきたいと思いますが、今年度の所得を取りまとめまして、新しい税率と従来の方法で計算した場合、ほとんど差異がないということでございまして、金額にすると、1人当たり200円の増額という程度でございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、報告第22号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第22号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

次に、報告第23号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第23号 専決処分につき承認を求める件は、承認することに決しました。

報告第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第10、報告第24号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔報告第24号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました報告第24号の繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、去る3月に開催されました第4回鏡石町議会定例会におきまして議決をいただきました平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の繰越明許費でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、155ページでございますが、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名がスマートICアクセス道路整備事業であります。金額につきましては、3,500万のうち翌年度に繰越額が2,478万9,000円となります。この内容につきましては、鏡石町パーキングエリアへのスマートIC設置に伴います鏡田124号線道路改良工事でございます。8月末に完了の予定でございます。

以上、ご報告申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第24号 繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第11、議案第73号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第73号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、角田勝君。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第73号について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国において、日本経済の活性化や地域経済の活性化を図ることに視点を置いて行われた地方税法の一部改正によるものであります。

具体的には、寄附金税制の拡充として、ふるさと納税制度の導入、地球に優しい環境づくりの観点から、住宅省エネ改修の促進に関する減税制度の改正、あるいは、個人住民税について、公的年金からの特別徴収制度の導入などが主な内容であります。

改正条文につきまして、説明を申し上げます。

160ページお願いします。

第19条中につきましては、個人住民税について、年金から特別徴収が開始されることに伴い、第47条の4第1項で規定している特別徴収の納入義務者を加えるものでございます。

第23条、第31条につきましては、公益法人制度改革に伴う条文と均等割額の整理を行うものでございます。

次に、162ページをお願いします。

上から2行目になるんですが、第33条につきましては、証券税制の見直しに伴う条文の整理でありまして、所得割の課税標準額から外国税額控除の文言が整理されたため、条文の整理を行うものでございます。

第34条の2中から163ページ、第36条の2第1項中につきましては、個人住民税における寄附金税制、いわゆるふるさと納税制度の導入に関して、従来の寄附金が所得控除方式であったものが、今改正で税額控除方式になったため、条文の整理、あるいは、寄附先や控除率を規定するものでございます。

次に、164ページお願いします。

上から3行目ですが、第38条第1項中から166ページの第47条の6に関しましては、個人住民税の徴収方法について、老齢等年金給付を受けている65歳以上の者について特別徴収を行うことが規定されたために、従来の特別徴収についての文言を整理し、さらに、年金給付をする保険者を特別徴収義務者と指定することや、仮徴収の規定など、条文の整理をするものでございます。

167ページをお願いします。

2行目ですが、第48条から第56条につきましては、公益法人制度改革に伴い、従来法人でない社団や財団を含めて、「法人等」と規定していたものを「法人」と規定することや、民法第34条の「法人」を「公益社団法人」、「公益財団法人」に改める規定、あるいは、公益法人の持つ固定資産税についての非課税の適用申請等を規定したものでございます。

中ほどの「附則第4条の次に次の1条を加える」につきましては、第4条の2として、公益法人等が寄附等により所有した財産について、本来の使用目的がなくなり、譲渡等した場合は、公益法人の譲渡所得とみなして課税する規定でございます。

下から4行目、附則第7条第2項中からの第7条関係につきましては、町民税の住宅借入金等特別控除に関する申告の猶予規定及び寄附金税額控除における特例控除額についての条文を整理するものでございます。

次に、168ページに移りますが、一番下の行になりますが、附則第8条第1項中につきましては、肉用牛の免税対象を、売却頭数が年間2,000頭を超える場合、超える部分の所得は課税対象となる改正が行われると同時に、免税対象牛の非課税措置が3年間延長される規定であります。

次に、169ページ、上から12行目になりますが、附則第10条の2第1項中につきましては、新築住宅の固定資産税を2分の1減額する特例期間が20年3月31日で期限切れとなるための特例期間の延長及び省エネ改修工事についての申告の規定であります。

下から4行目ではありますが、附則第16条の4第3項第2号中から173ページ、1行目までなのですが、附則第20条の4第2項第2号中につきましては、証券税制に関するものでございまして、さきの専決で説明しました第19条の3関係、あるいは損益通算や繰り越し控除の規定など、法改正に伴う引用条項等の整理でございます。

173ページをお願いします。

下から12行目になりますが、「附則に次の1条を加える」につきましては、旧民法第34条法人が所有している施設について、一般社団・財団法人に移行した場合、その所有する施設について、非課税措置を平成25年度まで継続する規定と、非課税の継続を受ける場合の申告書提出の規定でございます。

174ページをお願いいたします。

附則（施行期日）でございますが、第1条は、改正条項の施行期日を公布の日とし、ただし書きとして、次の各号については、それぞれ定める日とする規定でございます。

第1号は、本条附則第20条の4、条約適用配当等の町民税の税率の特例及び附則第22条第23項、第24項で規定している町民税の税率の特例、平成21年3月31日までの税率「100分の3」とする特例税率でございますが、これを平成21年1月1日から「100分の5」の本則

税率とする規定でございます。

第2号は、個人住民税に関する今回改正された条文の改正規定や新たな条文の追加、特例期限の延長等の適用については、平成21年4月1日からとするなどの規定でございます。

第3号は、肉用牛の売却に係る課税の特例について、課税免除対象牛を2,000頭までと改めるとする規定を加え、その期間を22年1月1日から3年間延長するという規定でございます。

第4号は、上場株式等の配当と譲渡益に係る軽減税率の廃止、あるいは、新たな仕組みの上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算の規定は、平成22年4月1日とする規定でございます。

第5号は、緑資源機構法廃止による事業承継は、独立行政法人森林総合研究所がするという規定でございます。

第6号は、公益法人制度改革に伴う規定と新たに附則第4条を加える規定の施行は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日とする規定でございます。

第2条であります。個人住民税についての経過規定でございます。

第2項は、平成20年3月31日までの間に払い込みにより取得した特定株式の譲渡所得等所得金額の特例の規定でございます。

第3項は、特定株式の譲渡損失金額の申告提出期間の特例期間の規定であります。

第4項は、個人住民税を年金から特別徴収するのは平成21年10月からとする規定でございます。

第5項は、寄附金税額控除の適用は20年1月1日以後とする規定であります。

第6項から第8項までは、公益法人制度改革に伴う寄附金税制の申告の期間の規定などございます。

第9項は、肉用牛の売却について、売却頭数が2,000頭以内である場合の事業所得の申告がある場合の所得免除の規定及び2,000頭を超えた場合の課税規定については、平成22年度以降とする規定でございます。

第10項から179ページ、第24項までは、金融証券税制についての規定であります。内容につきましては、上場株式等の譲渡や配当益に係る今までの税率、「100分の3」の税率を平成20年度で廃止し、平成21年度から本則税率の「100分の5」に規定することや、特例措置として、500万円以下の上場株式等の譲渡益及び100万円以下の配当所得に限って、10%の軽減税率を平成21年から22年の2年間適用すること、また、平成21年以降の上場株式等の配当所得については、申告分離課税を選択することができることの規定、あるいは平成22年以降においては上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算制度の導入の規定などを定めるものでございます。

179ページをお願いいたします。

第3条でございますが、法人町民税についての規定でありまして、これの経過措置の規定、均等割を課する規定、あるいは、今回の公益法人改革に伴う町民税の減免及び非課税措置について、条項の引用と文言の整理でございます。

次に、180ページをお願いいたします。

第4条は、新条例中の固定資産税に関する経過措置の規定でありまして、新条例によるものは平成20年度以降の適用を規定し、新条例第56条の規定、公益社団法人もしくは公益財団法人という規定でございますが、これにつきましては、平成21年度以後の適用とし、旧民法第34条法人に係る平成20年度分固定資産税については、従前のとおりとする規定でございます。

以上、説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） ただいま提案されております鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねいたします。

今回、住宅税制、あるいは証券税制とか寄附金税制についての改定がなされるわけですが、私が聞きたいのは、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入についてであります。これは、後期高齢者医療制度導入に伴ってこういう制度が出てきたわけですが、個人の意思にかかわらず天引きされる制度であります。この中で、21年10月支給分から実施ということになっていますが、その間は、これ、10月から3月まで3回ですか、天引きされると、それ以後、21年以降の天引きについては年金のたびに差し引かれるという制度なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 14番議員のご質問にお答えいたします。

個人住民税の年金からの特別徴収の件でございますが、来年の10月から特別徴収となるわけですが、3月から10月までの間は普通徴収ということで徴収されるわけですが、10月からは毎年、年金受給者につきましては、特別徴収をするという規定になっております。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） ただいま、円谷議員さんの質問にもありましたが、取れるところから取る制度というんですか、取りやすい制度だなと。介護保険で引かれ、そして今度、後期高齢者、これは65歳以上ですが、65歳以上の年金受給者からは取ると。そして今回、町民税も取ると。町民税は、税制改正で地方に、町民税の割合ですか、所得税と比べて、町民税が3分の2、町に移管されたわけです。そういう中で、かなり町民税というのは重税感が強まっている中ですよ。そんな関係で、町民税、これ、公的年金のこの町民税の特別徴収に該当する方は、大体鏡石でどのくらい予定というんですか、把握されているか。またこの制度改革によってこの町民税の総額はどのくらいになるか伺っておきます。

よろしくをお願いします。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

個人住民税の年金天引きの該当者と税額ということでございますが、現在のところ、まだ時期的に早いものですから試算等しておりませんので、申しわけございませんが、答弁いたすことはできません。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第73号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第12、議案第74号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第74号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、角田勝君。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第74号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの鏡石町税特別措置条例の一部改正につきましては、企業立地促進法の改正により、町の産業集積区域内において事業者が事業用施設等を設置した場合、その設置する施設等に対する固定資産税を免除する措置を規定するものでございます。

条文について説明を申し上げます。

第1条中は、趣旨の規定であります。条文中の「不均一課税」を「課税免除」と改めるものでございます。

第2条からの改め部分につきましては、第2条は、法適用の用語定義の規定であります。条文中の第1号に規定する法律名は平成13年に廃止されたため、新たに企業立地促進法に規定する集積区域と定めるものであります。

第3条は、固定資産税を優遇する内容についての規定でございます。

第4条は、課税免除の申請規定であります。

第5条は、不法行為等による課税免除の取り消し規定でございます。

附則では、改正条例の施行を公布の日と規定するものでございます。

以上、説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第74号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第13、議案第75号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔議案第75号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、角田勝君。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第75号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、国保税算定に用いる所得割の課税基準額に減少傾向が見られるため、課税額について、国保基金から基金を約4,400万円ほど繰り入れまして、加入者の税負担を和らげたいというものでございます。

条文につきまして説明を申し上げます。

第3条第1項中につきましては、被保険者に係る所得割額を「100分の5.45」に改めるものであります。

第4条中につきましては、同じく資産割額を「100分の10.00」に改めるものであります。

第5条中につきましては、均等割額を「1万9,800円」とするものであります。

第5条の2につきましては、世帯別平等割額を規定するものであります。特定世帯以外の世帯、従来の世帯につきましては、「2万5,100円」から「1万9,850円」に減額するものでございます。特定世帯につきましては、「9,925円」に改めるものであります。

第6条中につきましては、後期高齢者支援金等についての所得割額であります。 「100分の1.65」に改めるものであります。

第7条中につきましては、同じく支援金の資産割額であります。 「100分の10.85」とするものであります。

第7条の2中につきましては、支援金の均等割額を「7,100円」とするもので、第7条の

3につきましては、世帯別平等割額について、特定世帯以外の世帯を「7,600円」、特定世帯を「3,800円」とするものであります。

第8条中につきましては、介護納付金課税についての規定でありまして、所得割額を「100分の1.58」に改め、第9条中の資産割額については、「100分の2.50」に改めるものであります。

第9条の2中につきましては、均等割額の規定で、「7,000円」に改め、第9条の3につきましては、平等割額を「6,500円」とするものであります。

第23条につきましては、減額に関する規定でありまして、課税総額について、国民健康保険に要する費用の課税限度額を47万円、後期高齢者支援金等課税額については限度額を12万円、介護納付金課税額については限度額を9万円とし、合算額を超えない規定をするものでございます。

また、第1号から第3号までは、国民健康保険に要する費用、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減について規定をするものでございます。

以上、説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。  
議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） ただいま提案になっております鏡石町国民健康保険税条例の一部改正について、ちょっとお尋ねいたします。

今回、税制改定で、医療給付、後期高齢者支援分については3万円の前年比増、その他の所得割、資産割、均等割、平等割等にも変更がなされるわけですが、これで後期高齢者、75歳以上が切り離されたわけですが、国民健康保険税が負担がふえるのか減るのか、なかなか理解できない点もあるんですが、1世帯平均で幾らなのか、1人当たり幾らで、前年比についてもお尋ねしたいと思います。また、基金残高についてもお尋ねいたします。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 14番議員のご質問に答弁をいたします。

この改正によりまして、国保税が1世帯当たり、あるいは1人当たり幾らになるかというご質問でございますが、1人当たりにつきましては6万9,921円、1世帯当たりについては

14万8,874円というようになるということでございます。

また、基金につきましては、先ほど特会のほうでご説明申し上げましたが、基金、現在、1億8,000万ほどあるんですが、予備費で4,000万ほど出ているということでございましたので、ここで4,400万繰り入れても、1億8,000万円ほどの基金を留保することができるということでございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 国保税の負担が大変町民の中で重くなっていると。それで、基金を取り崩して、少しでもその軽減を図るといふその考え方というものは非常にわかるんですけども、ただ、この基準、国とか県がこの医療費の額に対して、例えば高額な医療がかかった場合のために基金をこれくらいの額を積んでおけという指導があって、その指導に従わない場合は、いろいろ保険税の低所得者の免除、7割免除とかいろいろありますね、そういうものが適用にならなくなるといいますか、その分の国・県の補てんが来なくなるといふうな話も聞くわけですか。そういう面での心配はないのか。こういう基金を取り崩しても、まだまだ国・県の示している数字からまだ余裕があるのか。国・県の示しているその指標といえますか、目標というのは、一体どのくらいなのかについて、まずお伺いしたいと思います。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員のご質問に答弁をいたします。

基金の保有残高に対する国・県の何というんですか、参考的な数字ということだと思んですが、以前はそういったものがあつたんですが、現在、過日、問い合わせましたところ、それぞれ市町村の各保険者の事情によるから特別な定めはしていないということでございまして、各保険者にそれは任せるといふ回答を得ております。

あと、国保を取り崩してのペナルティーでございまして、これにつきましてもそういった回答でございますので、特別調整交付金とかには影響するものはないということでございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 再質問であります。先ほど、4,400万ほどですか、繰り入れを

行って軽減策に努めたということではありますが、1世帯平均、あるいは1人平均の金額が示されたんですが、前年度に比べてどうなのか、このことについてお尋ねいたします。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

〔「休議をお願いします」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 休議します。

休議 午前11時44分

開議 午前11時47分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 14番議員の再質問にお答えいたします。

前年度との対比でございますが、平等割額につきましては、ご存じのように、支援金という新しい税目といたしますか、そういうのができたために、去年と比較する場合に、それを足したということで比較したいと思いますが、平等割額については15%の減、均等割額については5.5%の減ということでございます。

以上であります。

〔「1人平均どれぐらいなの、1世帯当たり」の声あり〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 1世帯当たりですか。

〔「はい」の声あり〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 1世帯当たりの金額は2万7,450円です。1人当たりは6万9,922円ということでございます。

〔「去年と比べてどうなったのか」の声あり〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） わかりました。

金額については、均等割額は4,014円のダウン、平等割額につきましては、4,550円のダウンということでございます。

以上であります。

〔「休議して」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 休議します。

休議 午前11時48分

開議 午前11時50分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 14番議員のご質問にお答えいたします。

去年との比較であります。平等割額につきましては、昨年は3万2,000円でありまして、ことしは2万7,450円ということでありまして、4,550円の減であります。均等割額につきましては、去年は7万3,936円でしたが、ことしは6万9,922円ということで、4,014円の減ということでございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第75号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第14、議案第76号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第76号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ただいま上程されました議案第76号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、補正額の増減はございませんが、4件の事業執行に係る費用につきまして増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、190ページからの事項別明細書によってご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第76号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第15、議案第77号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔議案第77号を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、角田勝君。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま上程されました議案第77号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正の内容につきましては、今ほど議決いただきました国保税率改正で国保基金から4,400万円を繰り入れることに伴うものであります。

なお、この補正に伴っての既定の歳入歳出予算の総額については変更はございません。

補正の内容につきまして、200ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上、説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第77号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休会について

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議事の都合により、6月11日の1日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、6月11日の1日間を休会することに決しました。

#### 散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時07分

## 平成20年第5回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成20年6月12日(木)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

日程第1は議事日程に同じ

追加日程第2 議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

産業厚生常任委員長報告

追加日程第3 請願・陳情について

各常任委員長報告

追加日程第4 決議案第2号 閉会中の先進地行政視察調査について

追加日程第5 議会運営委員会所管事務調査の申出について

追加日程第6 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

追加日程第7 農業委員の推薦について

追加日程第8 意見書案第8号 現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書(案)

追加日程第9 意見書案第9号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書(案)

#### 出席議員(14名)

1番	深谷 莊一 君	2番	今駒 英樹 君
3番	渡辺 定己 君	4番	今駒 隆幸 君
5番	根本 重郎 君	6番	大河原 正雄 君
7番	柳 沼 俊行 君	8番	今泉 文克 君
9番	仲 沼 義春 君	10番	木原 秀男 君
11番	菊地 栄助 君	12番	小貫 良巳 君
13番	円谷 寛 君	14番	円谷 寅三郎 君

#### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	副 町 長	大河原 直 博 君
総 務 課 長	木 賊 正 男 君	税 務 町 民 課 長 参 事 兼 課 長	角 田 勝 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	小 貫 忠 男 君
都 市 建 設 課 長 参 事 兼 課 長	椎 野 優 偉 君	上 下 水 道 課 長	小 林 政 次 君
教 育 課 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	遠 藤 栄 作 君
会 計 管 理 者 長 兼 出 納 室 長	八 卷 司 君	教 育 委 員 会 長	稲 田 耕 祐 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	曾 根 巧 君	農 業 委 員 会 長	會 田 栄 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 議 局	面 川 廣 見	主 任 主 査	相 楽 信 子
--------------------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

一般質問

議長（仲沼義春君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

円谷 寛 君

議長（仲沼義春君） 初めに、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 本定例会の一般質問の最初をやらせていただきます13番の円谷寛でございます。

我々は常に忘れてはならない天災、いわゆる天変地異と申しますか、こういうことを常に忘れてはならないわけでございますけれども、このところ、アジアの中で非常に大きな天災が2つ起きています。

その中の1つは、5月4日発生のミャンマーの大型サイクロンであります。ミャンマーという国名は選挙で選ばれた政権を軍事力でひっくり返した軍事政権がつけた国名ですので、ビルマという旧国名でこだわって呼んでいる人たちとか国もあるようでございますけれども、時間がたつと怖いもので、だんだんビルマという国名は遠のいてしまっているようでございます。この軍事政権は、国民がサイクロンの被害で死ぬか生きるかの苦しみを助けることよりも、自分たちの政権が、そういう外国の援助隊が入ることによって政権が危うくなるのではないかと、そういうことばかり心配して他国の支援を拒否をするという、まさに許されがたき反国民的な行動をとっているところでございまして、国際的な援助拒否ばかりでなくて、国内においても大変仏教徒の国なんですけれども、仏教指導者の支援などについても大変目を光らせて抑えているということがマスコミで報道されています。とんでもない政権だというふうに思います。被害者の数もいろいろ発表されているんですけども、軍事政権の発表はどこまで信用できるのか。とにかく、一説では死者10万人を超えているのではないかとい

うふうな大惨事が起こっているわけでございまして、それにこういう対応をしているこの軍事政権というのは、まさに許されるべき問題ではないというふうに思います。

もう一つの災害は、5月12日発生のお隣中国の四川大地震、マグニチュード8.0というんですから、大地震というよりも巨大地震と言うべきものでございます。マグニチュードという数字は、私は具体的な計算方法はよくわからないんですけども、例えば0.1違うというのと、そのエネルギーの量は何十倍も違うということが言われているんです。ですから、15年前の阪神大震災の地震がマグニチュード7.3ですから、これと比べてもその大きさははかり知れない大きい、何十倍、何百倍という、大きい地震であったというふうに言われています。

この四川大地震で今大きな問題となっているのは学校の倒壊で、たくさんの子供がこの学校の倒壊で押しつぶされて亡くなっているということでありまして。これはまさにゆゆしき問題でございまして、中国共産党の非常に長い長期独裁政権によって、共産党の地方幹部の腐敗が言われて久しいんですけども、これが地方の幹部が学校をつくるに当たって、業者から賄賂をもらって手抜き工事を容認していたんじゃないかというのが、国民の中に非常に大きくありまして、大変強権的な体制の中でも不満を漏らしている、そういう人々が報道されています。これは1934年の10月、当時の毛沢東が率いる中国共産党軍が9,600キロメートルにわたって長征というものを行いまして、次々と共産党の影響力を強めていったわけですけども、この長征に当たって、毛沢東は、たとえ農民のものは針1本、糸1尺絶対に奪ってはならないということを言明をし、それをきちんと守ることによって農民の支持を次々と集めていったと言われています。

これに引きかえ、今日の腐敗というのは、まさに権力は腐敗すると、絶対的権力は絶対的に腐敗するというこの名言を、まさに歴史的に証明してしまっているのではないかと、大変残念に思っているわけでございます。

また、我々もこれを他山の石として学校の耐震化、こういうものについては、これからぜひ十分な注意をしながら、耐震強度の検査やあるいは対応、そういうものをやっていかなければならないということをやはり肝に銘じていかななくてはならないと思います。

国内の問題に目を転じますと、国民は今、4月からスタートした後期高齢者医療制度への怨嗟の声で満ちあふれているという状況でございまして。かつて、昭和42年に美濃部東京都知事が誕生して、そして美濃部さんが掲げた老人医療費の無料化の政策というものはだんだん全国に広まりまして、そしてやがてそれは国の政策になって拡大してきたんですけども、このところ、その財政難を理由に次々と改悪されてきたわけでございましてけれども、その最後の頂点がことし4月からスタートしました後期高齢者医療制度ではないかというふうに思うんです。4月から月額1万5,000円、1年にして18万円というこのわずかな年金、これを、これ以上もらっている人は年金から保険料を天引きするんだと。それ以下の人がもし滞納し

た場合は、滞納するという事はそれ以下の人なんですね、それ以上は天引きするんですから。保険証を取り上げますと、こういうまさに血も涙もない仕組みを、郵政解散という茶番劇で圧勝した自公政権は、強行採決を繰り返してつくってしまったわけでございます。

この制度の問題を報道したある報道番組で、東大の大槻教授という者はおもしろいことをしてきておる。なぜ次から次とこういう弱い者いじめの政策が出てくるのかという、その背景を私は考えたんだ。そうすると、やはりここに突き当たったというのが、今や自民党の議員は53%が2世、3世の世襲議員だと。議員全体で見ても39%の議員が2世、3世、極端なのは4世、鳩山一郎君のように4世議員なんていうのもいるわけですね。この人たちは、我々下積みの国民の苦勞というものが全くわかってないんじゃないかと。これがこのような政策を次々と出してくる原因だということをコメントしてしまして、私もまさにその意を得たりという思いでございます。

私はこういう話を聞くと、いつも思い出すエピソードがございます。かつて社会党に井手以誠という代議士がいたんです。この人は佐賀県の貧乏百姓のせがれで学校に行けないので、郵政省に入ると郵政教習所といって、高校のような教育を企業内でやらせてもらえるということで、郵政省に入って郵便局に勤めて、そしてやがて県会議員になりました。そして、そこから国会議員になるために衆議院に立候補するんですけども、なかなか当選できなくて、大変苦しい生活をして貧乏をして苦勞をして、やっと当選をして国会に初登院した。その日に、そのとき議事堂の真ん前で靴の底が抜けてしまったというエピソードを持っているわけです。

今、本当に我々の前にこういう貧乏暮らしを体験した国会議員というのは本当にいるんだろうか。余りにも国民の生活とかけ離れた身分で、ひもじい国民の生活を知らない政治家ばかりが多いような気がしてならないのであります。国会議員の身分が世襲のようになって、ますます小選挙区制の中でそういう傾向が強いわけでございますけれども、国民からますます政治が乖離をしていくという姿は、まさに容認できない状態ではないかというふうに思うのでございます。

国内の出来事では、事件として6月8日12時30分、東京秋葉原で起きた無差別通り魔殺人というものは、我々の心胆を寒からしめる出来事でありました。全く罪のない人々を殺りくをする、このような犯人は、どんな理屈を並べても絶対に容認することはできません。

しかし、本来、将来の夢で満ちあふれて働き、生活をしているはずの25歳の青年労働者が、多少切れやすいところはあったとしても、このような絶望的な犯罪を引き起こした社会背景というものはみんなで考えていく必要があるんじゃないかというふうに、私は思うのであります。

この事件に対しては、識者からテレビや新聞などでたくさんのコメントが寄せられ、報道

されておりますけれども、私は1つの識者の次のような発言を聞いて、まさにそのとおりだなと思った言葉がございます。関西学院大学の精神病理学教授である野田正彰さんです。この人の話が新聞に載っていましたが、**「1990年代の終わりから自殺者が大変増加している。今も毎年3万人以上の自殺者が10年以上も続いて死んでいるわけがございますけれども、格差社会で暮らす男たちの絶望感、挫折感、自己への攻撃性に向かっていった。自殺というのは自分に対する攻撃性として向かっていったわけがございますが、これが今回、勝ち組はみんな死ねばいいと、外に向かって攻撃性が展開をされていったわけがございます。社会は事件を起こした加害者の動機を解明し、事件の背景を受けとめ、アクションを起こさねばならない。格差を改善する社会づくりを進めないと同じ事件は今後も起こりかねない」**と述べています。

地元のきのうづけの民友新聞には、須賀川市議会の一般質問の記事が載っておりました。一般質問の答弁で、市の当局の答弁によりますと、市役所の職員の退職金はこの何年だったか、この間の平均で2,315万5,000円だというふうに載っておりました。派遣労働者は何年働こうと、この退職金なんていうのは一生もらえないんです。そして、常にリストラの危機にさらされているわけです。それを当たり前と済まして、どんどん労働者の雇用の流動化でリストラをしやすい社会づくりをしてきた、今の新自由主義と言われる経済学者や政治家の責任というものを、やはり明らかにしなければならぬというふうに思うのであります。

やはり情勢の中で、県内のことについても2点ほど触れなければならない問題がございます。

1つは、福島交通の会社更生法の申請についてでありますけれども、さまざまな公共交通の難しい問題というのがあります。燃料も上がっていますし、マイカーの普及によって公共交通離れも進んでおります。国の公共交通政策のおくれもございます。しかし、基本的にはこの福島交通というのは先代、先々代の小針一族の放漫経営によって我が県内最大の交通企業が破綻をしたという事実でございます。今後、我が町のバス路線の維持などでも大きな影響を受けるものと思います。これはただで済まないんです。この会社を再建するには、大幅な合理化、議員のリストラなどがないと、恐らくこれから銀行は金を出さないでしょうから、恐らくこれは大変な合理化が我々の上に押し寄せてくると覚悟しなければならないのでございます。それに対して、我々はどのようにして町民の足を確保していくのか、そういう政策に真剣に取り組まなければならない状況に置かれているというのが、最近でございます。

もう一つの県内の重大事件としては、ヨークベニマルの元社長、大高善兵衛さんの自己破産でございます。彼はヨークベニマルというのが株式に上場したときに、株式上場しますと創業者利益というものが生じるわけがございます。株を売るわけですから、どんどん入ってくるわけですね。そうしますと、このときに大高善兵衛氏は150億円の収入があったと言わ

れているんです。これほど金持ちだった人が、県内一と言われるような企業の経営者が、いろいろ債務保証とかあったとか、カジノ遊びがあったということをおっしゃっていただいても、真相は私はわかりません。別に交際があるわけではございません。しかし、世の中の流れ、いわゆる何回か私申し上げました平家物語の冒頭の言葉ですね。「祇園精舎の鐘の声諸行無常の響きあり」のこのまさに諸行無常、世の中は常に動いているということをおっしゃっていただくわけでありまして。「おごれる者は久しからず」ということだろうというふうにおっしゃるのでございます。

さて、通告書に従って質問に入らせていただきます。

質問の第1項目は、国保税の現状と改善施策についてでございます。

1点として、今回の後期高齢者医療制度の導入に伴って国保税はどのようになるのか。これは今6月定例会は国保議会とも言われるような国保問題で、過日も審議をしましていたしましたから聞いているんですけれども、改めて国保税というものは今回どうなったということもさることながら、これからどうなるのか。政府・与党の中でも野党の中でも廃止論、与党の中では見直し論が論議されておりますけれども、今の状況の中で一体どうなるのか。国保税というものはどうなるのかということをお聞きしたいわけでございます。

もう一つは、町民には大変重い負担の国保税を安くするための施策をやはり町は真剣に追求をすべきではないのかということが2点目でございます。

今回の町の措置によって、基金の取り崩しによって国保税の負担を軽くする。基金がたまればそういう方法も私はいいと思います。しかし、考えなければならぬのは、基金の取り崩しはあくまで一時的なものであって、使ってしまうとなくなってしまうんですね。ですから、私はもっともっと抜本的にこの医療費の削減、健康づくり、そういうものを町は一生懸命取り組んでいかないとだめなんではないかということで考えて、問題をこう出したわけでございます。

どうということかと申しますと、今、後期高齢者の問題、医療費の問題などでテレビなど盛んにやっておりますけれども、この間は埼玉県知事が出て、この医療費の問題を提起しておりました。埼玉県知事の話では、高齢化になれば医療費が上がるということが言われてきたんですけれども、必ずしもそうではないんだということで、例えばさいたま市というのは、かつての大宮とか3つの町ですか、大宮、浦和、もう一つ合併してできたんですけれども、そこは高齢化率が大変低くて15点何%だそうです。でも、1人当たりの医療費は77万円かかっているんです。しかし、これは調べていけば、埼玉には小鹿野町という町がございます。これは群馬県に接した町でございます、群馬県ともうちょっと群馬県から西に行くと、これは長野県に近いところの群馬県と接しているわけなんですけれども、小さい町なんです。秩父市と大滝村、吉田町という3つの町に囲まれた小さい山村です。この高齢化率は

22.7%、そして、埼玉県平均が77万円でした、1人当たりの医療費。そのときに小鹿野町は55万円です済んでいる。これはどうしてかということで、いろいろ上田埼玉知事は調べた。そうしたところ、この町は一生懸命健康づくりをやっていた。1人当たりの保健師の数は県内一だと。そして、健康づくりやってきたところが、このように安い1人当たりの医療費でされているということを知事自体が述べていました。

やはり、私はここにかぎがあるんじゃないかと思うんです。保健師さんをふやして、そして町民の健康づくりに一生懸命取り組む。その結果、医療費を安くしないと、基金の取り崩しはあくまで一時的なものにすぎませんので、やはりこれは健康づくり、そういうものを町ぐるみで取り組んでいく必要があるんでしょう。今まで非常に医療費の改善とか健康づくりで非常に成功している町は、ほとんど予防医療というものを積極的にやった自治体ばかりなんです。例えば、今は合併したんですけれども、岩手県の沢内村なんていうのは、非常に山村で雪深いところで高齢化率が高くて、本来でいけば大変医療費がかかる場所なんですけれども、その沢内村が、今は合併して西和賀町というふうになっていますけれども、この要するに沢内村が非常に全国的にも有名な医療費削減で知られたところなんです。これも徹底的な初期診療と予防、これに医者が村の診療所の所長と村長と一緒にあって、そして一生懸命やって築いてきたわけでございます。長野県の佐久市、これも非常に佐久の病院は、優秀な農業の医学と申しますか、そういうものに詳しい若月医師を中心に健康づくりをやってきて、並行して医療費の削減に成功してきたという経過がございます。

やはり、この健康づくりというものを町の中心的な課題としてやらなければ、私は医療費は根本的には改善されないんじゃないかと。

もう一つ、私がいつも言っている言葉でございますけれども、やはりジェネリック医薬品ですね。これテレビのコマーシャルでも大変有名な黒柳徹子さんとか高橋秀樹さんとか加山雄三さんとかという、そういう立派な俳優を使って一生懸命宣伝しているわけですが、なかなか気が進まない。医薬分業ということで、今、医者薬剤というものは薬局で出すケースがほとんど多くなっているんです。これは本来であれば、そういうジェネリックとか何かというものを使いやすくしているんだろうと思うんですけれども、しかし、現実にはその薬局というものは、近くの医者が経営しているというのがほとんどのケースでございますから、その処方せんを書く医者がやはり高い処方せんを、医療薬品を書いて処方せんを切るものですから、安い薬は使いたがらない。利潤をより大きく上げようとして高い薬を使っているわけですね。これはやはり徹底的に我々が対応しなければならないと思うんです。医薬分業で何にもならない。それは処方せん料を1枚書くと500円に消費税かかるんですね。100枚書けば5万円になるんですね。それほどのお金を払いながら、実際はもぬけの殻といえますか、その目的は達成していないで、高い薬がどんどん使われている状態にあるわけで

すね。ですから、これはやはり改善をしなければならない。そこは実際として本気になってもっと取り組んで、町民などにアピールしてジェネリックというものを医者にかかったときに医者に要望する。テレビのコマーシャルなんか画面でやっていますけれども、そういうものをやはりやらなくてはならないというふうに思うのでございます。

2点目は、駅東開発でございます。

駅東開発については、町の第3次総合開発計画、第4次総合開発計画でも、その中の中心的な最重要計画であります。いわゆるこの駅東開発が凍結となって久しいんですけれども、今後どのように進める計画かを明らかにされたいということで通告をしております。

これは私は何度か申していますけれども、大変なことになるんですね。何回も言ってくどいようなんですけれども、これは市街化区域になったことです。町が主導的になって、主体的に市街化区域にしたんですね。いろいろ努力された前の町長から含めて、非常に汗をかいてやってきたと思うんです。そのことによって、この土地は将来の財産として評価をされますから、多大な相続税がかかるんですね。そういう死なれたときの農地について、相続税が宅地として評価をされて課税をする。これはまた大変なことなんです。町がそういうふうに指導してやってきたんですからね。それを今度計画があるからということで利用できない。利用できないままに相続税だけがかけられていく、農家が中心ですね。これ特に笠石地区の農家が持っていますから、笠石地区の人たちは市街化区域などに立派な宅地と住宅をみんな持っていますから、ほとんどの人がこの課税限度額を超えるはずでありまして、多大な所得税がかかってきますね。そうしますと、これは利用できないのにもかかわらず、町が勝手に推した。そして税金だけ取られる。これは何事だということで、私は大変な訴訟騒ぎが起きるんでないかというふうに思っているんですね。ですから、大変これは本気になって町がやっていかないと、地権者に対して誠意を見せないと、これは大変なことになってしまうんです。これを裁判騒ぎでいったらもう対応できないです。今の境の1件や2件の裁判じゃないと思うんですね。大量の原告団が構成されるような気がしてならないんです。一生懸命、やはり町が本気になってこれは取り組む、そういう構えを今見せていかないと、やはり今やっていることは私が見るならば、非常に無責任じゃないか。かつて10億円もの上のお金を投資をしてやってきた、この事業を、今本当に本気になって町は考えているかという思いが、地権者から見れば強いのでございまして、これはただならぬ問題に発展する、このことを私はある地権者からも聞きました。これはもちろん裁判ですよ、これは大変なことですよ。こういう財産権を侵害しているではないか。人の土地を勝手に、同意はしたといいながら、やっておきながら、計画年次は14年あたりからメイン工事に入る、そういう準備はできて換地の同意まで得ているわけですから、これを既に6年ですか。ぶん投げるということは、まさにこれは許されることではないのでございまして、これは具体的に進め方を明らかにして

いただきたいと思います。

3点目は、町の企業誘致のあり方についてでございます。

これも過日の常任委員会で新設条例で企業立地促進のための申請条例もしました。いわゆる環境なども緑地、そういうパーセンテージを下げて企業が進出しやすいようにするんだという条例でございました。それは経済活動の効率性というものを求めれば当然、いろいろな要望は企業の側にもあるだろうと思うんですけども、しかし、これには町の企業立地にとって決め玉とはならないと私は思うんです。というのは、それは、全国法律の改正に伴う実際の措置ですから、どこの町村でもやっているんですね。それをやったから企業が来るなんていうものは全くないんですね。

その企業誘致の手法で、私は先日、NHKの経済状況の報道が6時40分だか45分ごろ、毎朝やるんですね。その番組の中で、ある自治体の企業誘致の実績がとても素晴らしいというふうな報道がなされました。それはどこかといったらば、岩手県の北上市だということですね。その北上市の企業誘致の取り組みはということかと言いますと、まず担当の職員を1人置きまして、業界の新聞をくまなく目を通させるそうです、そして企業が設備新設とか拡充とかいろいろ拡張などを考えている企業の記事が目についたらば、すぐにその企業に職員が電話を入れる、あるいは派遣をさせて、その社に向かうんだそうです。そして、これが可能性があるとするれば、すぐに今度は市長が出かけて行って、直談判して、ぜひうちの町に来てください、こういう働きかけをするんですね。その結果、どういうことが起きたかというところ、東北の中でも北上というのは物すごく活気のある町になっておりまして、最近では東芝がDVDの撤退をしましたね。いろいろな方式をめぐって、競争やって相当投資をしてきたんですけども、これは任にないと、任にあらずということで撤退をした。そのかわりに、今の液晶テレビですが、そういう部品の工場をつくるために、具体的な金額幾らだかわからなかったんですけども、三重県の四日市と岩手県の北上に合計で1兆7,000億の投資をするという発表があったんですね。その工場の誘致に北上市が成功したということを行っているんです。

やはり、これは実際の構えが全く違うんです。やはりすぐにすっ飛んで行って、首長が行って直談判をすると、うちにこういう場所がありますからどうですかということで働きかけをすると、こういう構えの中で北上というものは成功しているんだということを、朝の番組で、ある識者が話をしておりました。

もう少し我が町においても、東部にオーダーメイド方式の工業団地を確保したと言いながらも、一向に企業が来ないわけでございますから、もっとそういう取り組み面での改善、専門の職員を置いて、そして情報の収集に当たる。情報を得たならば、すぐにトップが交渉に入るぐらいな考えの中で、やはりこの問題は前進をするのではないかというふうに思い、き

よう問題の提起といえますか、質問をいたします。

第1回目の質問といたします。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

町の企業誘致のあり方についての質問についてお答えを申し上げます。

企業誘致については、雇用や税収の確保など安定した財政確立のため、町の重点施策に位置づけ、最重要課題として取り組んでいるところでございます。

県内の工場立地動向を見ますと、新設、増設を含め、平成14年を底に、平成18年まで右肩上がりの回復を示してまいりましたが、平成19年に入り若干落ち込み、今後も企業誘致における競争の激化が予想されるところであります。企業は進出に際して複数の候補地の中から交通基盤、あるいは用地、人材、優遇措置等々、さまざまな要素を比較検討して進出を決定しているところでございます。

本町においては、高速交通体系のすぐれた立地条件を積極的にPRしながら、既存企業のフォローはもとより、優良企業の誘致に努めているところでございます。

お尋ねの情報、そして職員の対応、そして首長みずから企業誘致に積極的に今後も取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

私からは以上でございますが、ほかの質問については担当課長等のほうからお答えをいたします。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員の1の の後期高齢者医療制度の導入に伴い国保税はどのようになるのかのご質問に対して、答弁を申し上げます。

後期高齢者医療制度が実施されたことによる国保税の改正につきましては、さきの国保税条例の中で議決いただきましたとおりでございます。

今後の国保税でございますが、従来は国民健康保険事業に充てる費用としてのみの国保税の負担をお願いしていたわけでありましたが、今後は、この中から国民健康保険事業に充てる費用と高齢者医療の一部を支えるための支援金を負担することになったわけでありまして。

新たな制度による課税額について試算をいたしましたところ、改めて税率を変更する必要は感じられないというものでございます。

課税額につきましては、いつも支払い医療費が直接影響するという仕組みでありますので、今後の医療費の推移を見守っていきたいと考えております。

なお、課税額等の決定に際しましては、医療費の動向や被保者の医療費の給付状況、あるいは被保者の所得状況等を十分勘案して、国民健康保険運営協議会の中で慎重に検討をお願いしたいと考えているところでございます。

の町民には大変重い負担の国保税を安くするための施策ということでございますが、国保税を安くするための施策についてでございますが、国保税は加入者の給付費や健康づくりの事業費を賄うために必要な費用を負担いただくというものであります。

したがいまして、加入者の皆さんの日ごろの健康管理について大いに期待をするものでございます。

町といたしましても、加入者の方々の健康が常に保てるように、成人者に対しましては人間ドックの実施や各種の健診の実施、乳幼児等に対しましては、病気の早期対処として10割給付の実施などによりまして予防医療の充実に努めているところでございます。

また、今年度から新たな健康づくりとして、特定健診の実施をして、結果によっては保健指導により病気の早期対処を行うことなど、積極的な医療費抑制を実施することとしておりますので、様子を見たいと考えてございます。

なお、医療費高騰の抑制策としてレセプト点検を強化、実施するということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2の駅東開発について今後どのような進め方をするのかということでございますが、駅東開発計画につきましては、現在鏡石駅東第1土地区画整理事業を進めておりまして、今年度は、事業計画変更と一部道路の設計及び築造を予定しております。

工事予定箇所につきましては、既にお示ししております工事施工区分における第1施工地区でございます。

また、区画整理事業地区内における準工業地域を含む都市計画用途地域変更につきましては、県との下協議が調いまして、現在法的手続に着手したところでございます。

これによりまして、当該地区での企業誘致も可能となり、事業推進面での効果にも期待を寄せているところでございます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきます。

まず、国保税を安くするための施策ということでレセプト検査についてはわかったんですけども、いつも私言っているジェネリックというものの取り組み、もう少し自治体も積極的にやってもいいんじゃないか。お医者さんに要請をしたり何かして、ジェネリック医薬品というものをもう少し使ってもらえないだろうかというような要請活動のようなものもやってしかるべきじゃないかと、もうこれだけ国保税が大変で滞納者がいっぱい出ている。去年の決算では31%も不納と滞納で未収だというようなことを言われていました。これは大変な数字ですね。30%もの国保税が納まらないということは、これは好き好んで納めない人はいないと思うんですよ。もう本当に負担に耐え切れないと思うんですね。保険証を取り上げられてしまうのだから、これは冗談じゃないです。これ本当に納めなくてはならない。納めないと医者にかかれないというような、10割出さなければならぬというのは深刻な問題なんです。納めないということはよっぽど厳しい事情があるんですね。だから、もう少し安くするために、そういう国保税が高くなって困っている、そういう人たちにもう少し思いをさせていただいて、そういう取り組みをぜひしていただきたいということと、今健康づくりの問題でちょっと聞きたいのは、ことし保健師長が退職したんですね。別な人が登用されたんですけども、保健師の数がことしやめて補充をされないのか。あるいは保健指導するのに、いわゆるさっきの言った小鹿野町でなくても、保健師が一生懸命保健指導をして医療費を安くしたということ、事実として埼玉県知事は誇らしく報告しているんですね。

ですから、こういう事案に対しては、もう少し積極的にお金を使って、もう少しそういう取り組みを強く進めるようにしていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺のお考えはどのようなのでしょうか。もう少しお聞かせいただきたいと思います。

それから、駅東開発については、用途区域の変更ということですね。協議が調ったということで、これは大変まだ土地計画審議会でいろいろ議論をしなければならぬ問題があるだろうと思うんですけども、その辺の土地計画審議会の委員の選出ですか、その辺は一体進んでいるのかどうか。これをまだやってなければ、いつごろやるのか、その辺についてもぜひお聞かせをいただきたいし、具体的に事業の進め方について、計画について、もう少し詳しく聞きたいなというふうに思うんですけども、その辺もう少しわかる範囲で教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員の再質問にお答えいたします。

まず、ジェネリック医薬品の普及についてでございますが、そうしたPRの機会等ござい

ますれば、してみたいというふうに思います。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問の中で、健康づくりの問題の中の保健師の人事の関係でございますけれども、保健師につきましては、今現在21年度4月に採用の予定で募集をしてございますので、その中でこれらの問題等についても検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 13番議員の再質問にご答弁申し上げます。

まず、区画整理審議委員の選出の状況ということでございますが、現在任期が切れまして再任をお願いしたり、新たな委員の選出を行っているところでございますが、まだ定数には満たない状況ということで、担当課といたしましても、地権者の中から選任をいたしましてお願いをしている状況というところでございます。

それから、事業の進め方についてでございますけれども、もう少し詳しくということでございます。

事業化といたしましては、この駅東の第1土地区画整理事業、当然一日も早く事業に着工したいということで進めているところでございますが、今までもご説明申し上げましたとおり、町の財政の状況などもございまして、なかなか思うような事業の進捗になっていないというのが現状でございます。

ただ、今年度現在、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、都市計画の変更あるいは事業計画の変更、そういったものを法的な事務を進めておりますので、検討のほうの協議が調い次第、地権者の方々にご説明を申し上げまして、ご理解がいただければ一部着工に入りたいということで、現在事業を進めているところでございまして、順調にいけば来年度から本格的な事業に着工したいということで現在進めているところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 大変しつこいんですけれども、税務町民課長の答弁で、ジェネリックについて機会があればということなんですが、機会があればという受け身じゃなくて、機会をつくって積極的にこれはやはりやっていただきたい。医療費を安くするために、ジェネ

リック医薬品のほうが実績があるわけですから、長い間使ってきた実績がある。そういう病気に対してはそういう医薬品で十分間に合うということが、もう既に長い期間かかって立証されているわけですから、むしろ安全だというふうなことが言えるわけでございまして、特許料など入っていない分が安いわけですから、それをもう少し町を挙げて積極的にお医者さんをお願いして、もう少しジェネリック医薬品を使ってください。うちの国保財政大変なんですというふうなことご働きかけをお願いしたいなというふうに思います。

来年4月に保健師さんの採用をぜひこれはやっていただいて、健康づくりの取り組みを本当に広く進めていただきたいということを、またお願いしたい、その件はお願いしたいと思えます。

これもくどいんですけれども、駅東開発計画、これはやはり県のいろいろな説明を地権者にもっときめ細かくしていくべきではないかと、町のこの前の地権者会をやってから、時間がたっている状況が変わっている、そういう場合はその都度地権者に説明をして、このようになったとかなるとかという説明をしないと、地権者大変不安に思っているわけですから、個人的に情報を得たりあるいは人に聞いたりいろいろ正しく伝わらないという問題もございまして、ぜひその辺は地権者の説明会を要所要所で開いて、地権者によく説明をして、あるいは地権者の意見なども聞いて計画を進めるように、やはり努力をすべきではないのか。やれば、怒られるからなんて遠慮していたのではやはりだめだと思いますので、ぜひその辺の地権者会の開催と事業のいろいろ経過、変更になった場合に出た、その変更の内容などについてもう少し説明をしていただいて、丁寧にこの問題に取り組んでいただきたいということで、最後の質問といたします。

議長（仲沼義春君） 再々問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

ジェネリック医薬品のことに関しましては、貴重なご意見ということで承っておきます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 13番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

地権者の方々への説明会ということで、現在一日も早い説明会ができるようにということで、事務的な内容で進めているところでございまして、都市計画事業につきましては、法的な閲覧関係のそういう決められた期間などもございまして、そういったものを一つ一つクリアしながら、一日も早い説明会が実施できるように努力しているところでございまして、

ご理解を賜りたいと存じます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

根 本 重 郎 君

議長（仲沼義春君） 次に、5番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） おはようございます。

5番の根本であります。6月議会2番目に質問をさせていただきます。

去る6月8日の日曜日の昼下がり、人通りの多い歩行者天国、秋葉原で起きた無差別殺人事件、7人が死亡、10人が重軽傷という今までにない重大な惨事が発生しました。日本じゅうのみならず、世界じゅうでこの凶悪な犯罪が報道されました。絶対に許すことのない身勝手な凶悪犯罪であります。いつでも、どこでも、だれもが出くわす危険性があるわけがあります。犠牲となられました方々に対しまして哀悼の誠を捧げるとともに、重軽傷を負われた方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

今、大阪府が全国から注目されております。今回、新しく知事になった橋下氏が、行財政の改革に大なたを切り込んだ改革案を発表したからであります。施設の売却、運営の見直し、補助金等のカット、職員の給料のカット、人員の削減などです。これらの改革が成功すれば、同じように財政の悪化に頭を悩ませている自治体も追従するのではと思われま

さて、国会はどうなるのでありましょ

うでしょうか。昨日、参議院で福田首相の問責決議が野党の多数で可決、きょうは衆議院で福田首相の信任が与党の多数で可決のようでありま

すが、ただ追及だけが国会の仕事ではないと思っております。野党が参議院でもし審議をしないとなれば、参議院の無用論、不用論が出てくることもあるかもしれません。参議院は良識の府であるなどということは遠い昔のことでしょうか。

いずれにしても、与党、野党ともに数で戦っているわけで、政治は数であることを改めて再認識させられている今の現象であります。

世界的な原油高や原材料高、穀物高などにより、国民の生活や企業の業績に大きな影響を与えているし、まだまだ大きな影響が出てくるのではないかと考えております。食料自給率が1960年の79%から現在の39%まで低下した中、米を資源戦略としてとらえるべきではないかという意見が出始めております。自民党の日本の活力創造特命委員会がまとめた中間報告の素案の中で、米の生産調整、減反政策を見直し、新世代資源戦略としてバイオエタノール燃料の原料や飼料用となる米栽培を支援し、米利用の多角に向け、休耕田を利用し供給量

をふやす路線を掲げるとの記事がありました。

また、多くの専門家や識者の中でも、今こそ減反政策を見直し、米を増産しバイオ関連のエネルギー向けや輸出、支援物資などとすべきだとの意見があります。

そこで、以下のことについてお伺いをいたします。

1、米作の今後は。

社会的な原油や穀物などの高騰を受け、米（稲作）の資源戦略となることは話題となっている。そこで、生産調整（減反）などについてお伺いをいたします。

（1）我が町の目標と達成率はどのようなものか。

（2）町全体の耕作田と休耕田はどれくらいあるのか。

（3）生産調整の政策には、メリット・デメリットがあると思いますがどうなるのか。

（4）減反、転作をした場合の交付金などは1反歩幾らなのか。

（5）新世代資源戦略としてのバイオ燃料の原料、飼料用の米栽培などを支援するため休耕田の活用を含め減反政策の見直しを求める我々地方からの働き方というものはできないものなのかどうか。

次に、インターネットの普及により、膨大な情報が瞬時に行き交う、時によっては本当がうそになり、うそが本当のようになるわけであります。この見きわめを子供たちに教えなければならぬと思います。

メールによる事件や事故が後を絶たない。秋葉原の事件では殺人の予告を長々と書き込んでいたわけであります。パソコンや携帯電話が生活の場から離れることがない中で、学校の場でホームページを利用して正しい利用の仕方や情報の交換をすべきと思い、次の質問に入ります。

2番として、ホームページにおける学校づくりについてであります。

光ファイバーの普及において、全国の小・中学校でもホームページを作成し利用する学校が多く、中には毎日更新している学校もあります。そこで、以下のことについてお伺いいたします。

（1）我が町の小・中3校では作成していないと思われるが、作成に対してどう思うか。

（2）なぜ作成ができないのか。

（3）今後作成する考えはあるか。

（4）作成している学校に対してどのように思っているか。

（5）メリット・デメリットがあると思いますが、どのように考えるか。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 5番、根本重郎議員の質問にお答えいたします。

1番の米作の今後についての5番についてお答えいたします。

近年、原油の高騰等によりアメリカなどでトウモロコシ等の作物を利用したバイオ燃料の研究や一部生産が行われております。日本においても、地球温暖化対策のため、バイオ燃料やエタノールの導入がエネルギー政策の重要な課題になっております。現在は、稲わらや品種改良された稲、廃材などを利用した研究がされており、水田を活用したバイオ原料の生産に期待が寄せられております。今後、遊休農地の解消や生産調整への活用に向けて、より有効的な活用手段を検討する必要があると考えております。

一方、バイオ燃料の原料や飼料用米に対し、食用米と同程度の所得の確保が求められ、農家の経営安定のためにも生産調整施策の拡充について、機会あるごとに声を届けていきたいと、このように考えているところでございます。

私から以上でございますが、そのほかについては担当課長等のほうからお答えをいただきます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番、根本重郎議員の質問に対してお答え申し上げます。

2番のホームページにおける学校づくりという質問でございますが、その中の（1）ホームページ作成に対してどう思うかという質問でございますけれども、ホームページ作成の意義、目的については、学校の日常を伝え、学校とより多くの地域や家庭とをつなぐ役割や授業参観やお便りばかりでなく、日常的に詳細な情報を提供する、いわゆる地域と保護者にかかれた学校づくりの一環としての役割と、またインターネットや携帯電話の普及など高度情報化社会におけるホームページの有効性を考えれば、ウェブ上に公開することは保護者の選択権を保障するものであり、学校の説明責任の一部を担うものとも考えております。

（2）の、なぜ作成できないかということでございますけれども、ホームページを管理運営していくことは、多様な課題を抱える教職員にとって大きな負担となることや、教職員のスキル習得の機会提供、保護者ボランティアの協力など、ホームページ開設のための体制整備が必要となり、すぐには解決できない課題が多い状況にあります。

（3）の、今後作成する考えはあるかということでございますけれども、個人情報漏洩等を防ぐためにも、情報管理規定などのガイドラインを整備した上で作成しなくてはならず、また時間や労力を費やすだけのメリットがあるかなどについて検討する必要があります。

（4）の、既に作成している学校についてどう思うかということでございますけれども、学校の教育活動の様子を随時発信し、保護者や地域から理解を得てスムーズな連携、協力を

つなげている学校もある半面、長期間更新されない学校もあるなど、各学校のホームページの内容に格差が見られます。

(5)の、ホームページ作成のメリット・デメリットについてでございますけれども、まずメリットについては、学校教育の様子をいつでも気軽に目にすることができ、保護者や地域住民の学校への関心が高まり、学校教育への参画、協力意識が高まること。また、子供たちの作品をより多くの人に発表することができ、子供たちの意欲の向上につながるなどが挙げられます。

一方、デメリットについては、ホームページに掲載されている情報だけで学校が比較されてしまう可能性があること、個人情報漏洩の危険性があること、さらに、教職員の負担増になり、本来の業務に支障が出ること。また、一部の教職員に任せきりになってしまうことなどが考えられます。

以上、ご答弁申し上げます。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

1番の米作の今後はの(1)から(4)までについてご答弁申し上げます。

まず、(1)の目標と達成率はどのようなものかについてであります。

近年の農業政策における生産調整は、各農家に対し減反面積と米の作付をしてはいけない面積の配分をしておりましたが、平成16年度から米改革大綱を受けて、従来のシステムから生産数量目標と作付面積目標の配分を行い、生産調整に対する理解を求めてきたところであります。

新聞報道等で福島県における生産調整達成率とありますのは、国の地域水田農業活性化緊急対策における契約面積の割合で、これまでの生産調整に対する達成率とは異なっております。

次に、(2)番、町全体の耕作田と休耕田はどのくらいあるかについてであります。当町における水田耕作面積は1,110ヘクタールと、統計でなっております。休耕田、耕作放棄地については約10ヘクタール程度ではないかと考えております。

(3)番、生産調整の政策にはメリット・デメリットがあると思うがどうなのかについてであります。日本の農業政策においては、米価の安定を図るため、長きにわたり米の需給バランスを調整する生産調整が行われてきました。しかし、米消費の落ち込みなど米価下落が続く中、減産して本当に米価が上がるのか疑心暗鬼になっている農家もあり、つくっても売れると思う人は自己責任で生産調整に参加されない傾向もありました。

さらに、米にかわる作物選択や、選択した作物耕作のための機械整備等の投資は大変厳し

い問題で、米依存からの脱却を図るためには地域的、集落的に考えていくことが必要であり、生産調整を含めた米のあり方を検討していくことが必要であると考えております。

また、生産コストの削減を図るため、直播栽培や農用地の集積をさらに推進し、転作作物の団地化を図りながら農業経営の安定に努めてまいりたいと考えております。

(4) 減反・転作などをした場合の交付金などは1反歩幾らかについてではありますが、生産調整に関する助成内容でございますが、作物の種類や低コスト、省力化、環境に優しい米づくりなど、取り組み方法により交付金が決められております。一例といたしまして、地域振興作物として麦、大豆、飼料作物により平成20年度から新規で生産調整を達成された場合、緊急対策一時金として10アール当たり3万円、産地づくり交付金の助成として10アール当たり3万円となり、今年度に限っては10アール当たり6万円という額になります。これらについては、須賀川・岩瀬地域水田農業推進協議会から交付されることとなります。

さらに、団地化が図られますと、面積に応じて上乘せで交付されることとなり、また、町独自の助成金としては、環境に優しい農業の推進として特別栽培米や水田に新規でイチゴ、キュウリへの転換による産地育成事業等に取り組みれますと交付を受けることができますので、有効に活用していただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

さきの新聞で、県の地域水田農業活性化対策の中で、目標は5.6%しか進んでいないと。町もそんなものかなと思うんですけども、その減反をした場合の政策というのは、今まであったのは、確かに米に対して減反をしないと米が余ると、余って安くなるから大変だと。で、減反を進めてきたというようなことがあるかと思うんですけども、今、先ほども言いましたように、世界的に食料不足、飼料不足ということで、金があってもほかの国から日本が必要としているものが入らないということが考えられるわけでありまして。

そういうようなことから、やはり自民党の特命委員会の中でもそういうような提案が出てきていると。あるいは、国会の政治家の中でも、前に町村官房長官が減反を見直すべきだと言ったら、それに対して、いや、それはと言う議員もいると。しかし、日本で自給100%以上できるのは米と芋とかという報道がありました。それはやはり世界の各国が食料を武器として、自分の国でとれない、例えばいろいろな水不足や気候の関係で、自分の国で作物ができないのに、幾ら日本が農産物に対しての輸出禁止などの輸出数量制限措置を求めても無理だと思うんですよね。やはり、自分の国、あるいは自分の町とか自分の家とかが困ったら、

やはり自己防衛に走るのは当然だというふうに考えています。

また、バイオの話も出ましたけれども、やはり稲わらだけじゃなく、米をもバイオ燃料にしていこうという技術があるわけであります。やはりその米が最大の日本の食料の武器であるなら、その米を大いに利用すべきであるというふうにも考えております。

ここに前農林水産省農村振興局次長であった山下さんという方の記事がありますので、「ウルグアイ・ラウンド交渉で農産物に関し、日本は輸出禁止などの輸出数量制限措置を規制することを提案したと。しかし、インド代表から不作のときに国内供給を優先するのは当然だというような発言が出たと。国内でけがが起きているのに、ほかの国にいろいろな穀物類を輸出しろというのは現実的ではない。結局頼りになるは自国の農業であるということを我々は再認識しなければならない」というふうにあります。菅制度以来、農業団体は、米価を下げると農業依存度の高い主要農家が困ると反論してきた。ならば、現在の1万4,000円から下がった分の約8割を補てんすればよいと。流通量700万トンのうち主要農家のシェアは4割なので、約1,600円で済むと、これは生産調整カルテルに参加させるために農家に払っている補助金と同じだと。やり方はやはり変えないと困るのではないかな。やはり米はつくっても、その差額分下がるは、米ばかりではないと思うんですけれども、多くつくれば単価が下がるというのは、これ自然だと思うんです。ただ下がった分を国が農家に補償してやるという、収入を直接補償で農家も喜び、逆に米が下がれば消費者、買うほうも喜びというふうなやり方を変えないとまずいのではないかなというふうなことがわかってきたので、先ほど言いました自民党の中でも、いろいろな意見が出てくる。これはたまたま自民党ですけれども、野党のほうの方でも、やはりそれは変えるべきだという方も大勢あるかもしれません。

飼料用の単価が輸入トウモロコシよりも下がっていると、そういう中で、やはりトウモロコシが上がっているとはいえ、米の価格の5分の1ぐらいで、コストが要するに課題になっているという試験作業をやっている、これは秋田県の養豚業のポーランドグループというところが、その飼料用の米の栽培を始めた。やはりこういうようなことはあちこちで出てきているというに、自分で使う飼料米も自分の家畜のえさにやるというようなことで、休耕田を利用するというふうなこともあるわけであります。

それと同時に、麦とかさつき減反の場合の麦で3万・3万で6万だと、到底やる人はいない。米のほうが、安くなっているけれども、米のほうがまだまだいいというようなことがあるわけでありますので、やはりその金を減反とか補償で使うんじゃないかと、先ほど言いましたように、下がった分を直接農家にやるような方向に持っていくべきではないかなというふうなことなので、こういうふうな意見をやはり現状をとらえて、地方からもっと強く言うべきではないかというふうにも思いますので、その辺は強くできるかどうか再度お伺いをいた

します。

次に、ホームページのほうの関係でありますけれども、メリット・デメリット、作成ができない理由、いろいろとあると思うんですね。ただ1つ、教職員の負担が多くなるというようなことがあったんですけれども、教職員ばかりでホームページを管理するのではなくて、子供たちも巻き込んでホームページを作成して、管理も一緒に何かそういうクラブみたいなのをつくって一緒に管理してやるというようなことはできると思うんですけれども。

それと、ホームページをつくる場合には、確かに昔だったらいろいろと高い料金を業者に払ってつくってもらうというような方法もあったと思うんですけれども、今のホームページは、つくろうと思えばほんの何時間というような、ブログ方式でやればすぐというか、50分では無理と思うんですけれども、そんなに時間かからないでできるのではないかなと。それは、確かに、あとその管理状況で全国の中には毎日更新しているところもあります。

1つとして、隣の須賀川の長沼小学校の場合、長沼小学校では毎日更新している。学校の様子をデジカメとかで撮ったりして流しているし、あといろいろな学習とか、あるいは見学旅行の結果とかを随時報告している。この中でホームページをつくっていいというメリットの中に、メールの一斉配信、今、各地で携帯による小・中校生の事件に巻き込まれることが数多くあるわけでありまして。やはりそういうような情報を親にメールの一斉配信すれば、すぐ伝わる。やはり防犯上というか、そういうようなことが今の時代には必要ではないかなと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

あるいは、同じ須賀川で岩瀬中学校、ここでもホームページに力を入れている。ということは、保護者や生徒への情報提供として紙による学校便りとホームページを使い分けている。今、中学校で回覧で学校便りみたいな紙を回していますね。あれはあれでいい方向だな。今の校長先生になってからできたのかなと一瞬思ったんですけれども、あれを回覧で回すといいなと思ってはいるんです。それとホームページを両方使い分けている。そうすると、学校でやるといったのはほとんど保護者とか町内だけだと思いますけれども、ホームページは世界じゅうに伝わるわけでありまして、だれでもその状況を見て、あと逆に言えば、アクセスしていろいろな意見を出してくれるというふうなこともあるんで、やはり例えば極端に言えば、世界の子供と小・中学校、我が町の小・中学校の子供が、そのホームページだけによってつながるということもできるわけです。やはり携帯電話とかパソコンはこれからの子供たちには切っても切れないものがあるわけでありまして。ただ、小さいうちにいろいろなやり方とか正しい使い方等を教えておけば、どれがいい情報でどれが悪い情報だかの見きわめは早くできるというようなことがあると思うので、やはりホームページは、確かにその個人情報等が漏れる可能性もあるという考えもありますけれども、個人情報は載せなくても別にいいわけでありまして、やはりその辺は学校をほかに公開すると、そして、逆にほかの学校の

ことも我が校に受け入れるというようなことはぜひやっていただきたい。調べればものの、例えば自分でつくるならばただでもできると思うんですけれども、そんなに時間かからないでできるというようなことがありますので、今、茨城のつくばみらい市立福岡小ということも載っておりましたけれども、これは毎日公開じゃなくて更新回数を日本一を目指すんだと、あるいはアクセス回数を要するに日本一を目指すんだというようなことでやっている学校もあるわけでありまして、ぜひこの辺は早急にやられるものかどうか、改めて伺いいたしまして、2回目の質問は終わります。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問に対する答弁をいたします。

1番の米作の今後についてはの再質問についてお答えいたします。

質問通告について、1番については、目標と達成率はどのようなものか。それから、町全体の耕作田と休耕田はどれくらいあるのか。3番のメリット・デメリットがどうなのか。4番の交付金は1反歩幾らか。5番は、地方からの働きかけはできないか。そういう通告でございましたので、当初最初の質問ですべてお答えしたのではないかと、このように考えておりますが、せっかくの機会でございますので、先ほどの再質問について、若干私からお答えをいたします。

今回の緊急対策事業について、国は2月の補正で500億ほどこの予算を確保いたしまして、この消化について、年度内消化ということでございましたので、この達成率の低い我が県に集中的にアプローチをかけてまいりました。本町にも、農林水産省の本省から課長、それから東北農政局から局次長、県のそれぞれの部長、課長等が参りまして、あるいはJAの中央会の幹部、そういう方々等参りまして、いろいろ意見を交わしました。確かに、本町を含めて中通りは転作率が非常に低いようになっておりますが、しかし、先ほどお話しのように、その地域地域の特性があるのではないかとということも、私どものほうからはお答えをさせていただきました。特に、新食糧法になってからは米のつくる自由、売る自由ということが新食糧法の大きなポイントだった、そういうわけでなかったのかということも申し上げました。いろいろ意見を交わしましたが、しかし、現実的に米が余って、米価の下落が結果的には農家の所得減になってはね返ってくるという、そういうものを国は何とかしなければならぬということで、かなり強行に今推し進めようとしております。

一方では、これらに達成しない、あるいは十分協力が得られないようなところについては、ペナルティーも科すというようなことも言われております。そのペナルティーについては、国の今までのいろいろな補助金、あるいは事業、そういうものに対する繰上償還、あるいは

農家に対する補助金の貸付金に対する繰上償還、そういうのも一部視野に入れているようなお話も承りました。しかし、それはどこまでできるかわかりませんが、我々は農家のために全面的に国の方針に逆らうというわけにもまいりませんが、しかし、現状の農家の経済を考えたときに、これを強力に推し進めるということは、私個人としては余り気乗りがしないということで、ディスカッションをさせていただきました。

そういった中において、前農村振興局次長の山下さんが、一昨日の日本経済新聞に論文を載せておりました。私もそれを拝見いたしました。全くあの考えに同感でございます。やはり国のやり方のミスリードが今日のこの減反政策につながっているのではないかとということが、あの農水省の幹部を務めた方の論文をしてみるだけでも、私はそのとおりでないかと思っております。それを一方的にやはり農家に押しつけてくるということについては、我々もしっかりとした意見を申し述べなくてはならないと思っております。

そういう中において、町村官房長官が、米の減反政策を見直してはいかがかというようなことも会見で述べられましたが、しかし、一部自民党からは猛反発を受けまして、今の減反政策を続けるということにうやむやの中にならざるを得ないところでございますが、私は町村官房長官のあの発言については非常に共感を覚えるものでございまして、これからも機会があるごとに、この米の減反政策、そして食料需給率の問題等について、地方の立場から訴えてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番、根本重郎議員の再質問についてお答え申し上げます。

ホームページのことでございますけれども、ホームページについては、先ほども申し上げましたように、メリット・デメリットそれぞれありますけれども、その有益性についてはご案内のとおりでございます。その有益性を十分承知した上で、今後それぞれの学校の保護者等とよく協議をしてまいりたいというふうに思っております。

というのは、小学校、中学校のホームページを見てみますと、更新していない学校もありますけれども、安易にホームページをつくって、つくって終わりというようなことにはしたくないと思いますので、つくるなりには目的を明確にしてホームページを開設するという方向で検討しなければなりませんので、その辺を検討をしてまいりたいというふうに思います。

さらには、ただいま長沼小学校とか岩瀬中学校という具体的な学校をご案内、ご紹介いただきましたので、その辺について開設した後、どのように学校と地域、または保護者等の関係がどうなったのか、その辺を十分調査をしながら検討をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

今 泉 文 克 君

議長（仲沼義春君） 次に、8番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） 6月議会の一般質問、ただいまよりさせていただきます。

前のお二方がずっとお話をされている中で、いろいろなことがあるなというふうに、こう感じている昨今でもあります。けさの新聞を拝見しておりますと、一面には国会の問責決議案が可決されたということで載っております。戦後16回ほどこの問責決議案が提案されたそうなのですが、吉田茂首相をスタートにして今日まで16回あったようでございます。しかし、この福田首相に対する、これは史上初の可決であったということで、非常に国会が混沌としているな、国政が混沌としているなということを感じます。

また、年初めというんですか、昨年からは石油関係に対するところの暫定税率の問題、これも地方も大変振り回され、そして新年度とともに始まりました後期高齢者医療制度のスタート、これでもまた地方が振り回され、非常に国民あるいは一番身近な町民がそれらのことをこうむっているなというふうに感じております。そしてまた、ただいまもお話がありましたが、東京の世界に名前の通じているアキバ、秋葉原のことでございますが、そちらのほうでは、我々考えられないような7名に及ぶ殺傷事件があり、大変日本の国内の政治の不安定、あるいは置かれている環境の不安定を考えますと、大変心が痛むところでございます。

そんな中で、我が鏡石町では小・中学生が運動会で頑張ったり、あるいは夏のスポーツ大会に向けて、中学校ではまた中体連に向けて一生懸命汗を流している姿、またその子供たちにしっかりと地域が安全で育っていただきたいと思う、老人会の見守り隊の方々の、あの町に設置したベンチに腰をおろして帰ってくるのを待っている姿を見ると、何となく鏡石町の住民の考え方、また外に一步出ますと、壮観な姿を今あらわして完成を急いでおります東北ニプロのあの大きな工場、また今月は町民の協力をいただいて一斉にスタートいたしますフローラの町づくり、そして身近に控えておりますあやめ祭りなど、何となくこう心が安らぐ、あるいは我が町は、そういう意味では安心して生きる地域づくりになっているのかなというふうに思いながらいる今日でございます。

しかし、今回通告させていただきました一般質問につきましては、近年何名かの方がこの地産地消、あるいは学校給食等につきまして質問しておりまして、昨年12月の議会においても、柳沼議員のほうからも質問があったところでございます。重複する部分が幾つかはあるところでございますが、私もそれらについてちょっと大事な点があるなというふうに感じて

おりますので、それを重ねてお伺いさせていただくようなことができるかと思えます。

町は第二小学校が、ことしの新年度で民間委託開始されました。少しずつ民間委託を導入したり、あるいは給食の件について改善がされてきておるところでございます。いろいろな資料を拝見させていただきました。そんな中で、幾つか感じております。きょうの私の学校給食に対する質問について、けさの民報新聞では、相馬のほうで地元の魚がいいやつが揚がるから、それを食卓に乗せたらどうだというふうなコラムがあり、また阿武隈時報では、昨日夕刊発行のコラムの中で、みそ汁のことについて家庭でのみそ汁のおばあちゃんの味が家庭をしっかりと育てていくんだというふうなことが書いてありました。

何か私のきょうの一般質問を、県内地域が挙げてバックアップしているような、この食の感じを今受けているところでございます。そうなりますと、なおのこと、しっかりとした内容にしていかなければならないなというふうに思います。

小・中学校3校の給食費のことを拝見しましたら、昨年度は約6,880万ほどのトータル金額になっておられたようでございます。給食だけで6,800万、約7,000万近くになっております。これは成長過程の児童・生徒1,313名の重要な体づくりの基本的な9年間の食で、大事だと思えます。

しかし、今日は食の多様化、あるいは非常に偽装から始まるところの安全・安心の問題、またいろいろな外国からの輸入関係によりまして、逆にことしの春からのギョーザ問題があったりして、中国からの農産物が非常に少なくなったというふうなことも踏まえ、小麦等も含めて経済的な値上がりがあり、各家庭には負担が来ております。また、おばあちゃんのみそ汁を食べることのできない核家族化も進行しており、特に子供たちに食をゆっくり調理してやることのできない共稼ぎのお母さんの苦勞も大変増加している、こういうふうな問題があるんじゃないかと。これらはすべて直接子供たちの食育に私はつながっているというふうに思っているところでございます。

そんな中、全国的にでございますが、地域の特色を生かした、あるいは給食についても食育という教育の重要性が強く、昨今のマスコミ、あるいはそういうふうな研究機関からの発表もございまして、そして給食というもののあり方が議論されており、我が町でもそれらについて担当課が中心になってかなり努力されているというふうに、私も思っております。

今までたくさんの提案、あるいはそういうことがあったところでございますが、この現時点では、給食の重要性に対する食材の値上がり及び安全・安心の食材確保の不安が起きているのが現状でないかと思えます。

先ほどもバイオエタノールの話もございましたが、エタノール燃料の石油から来たところの高騰に伴う輸入穀物による高騰が大きく動いております。そんな中で、畜産業のえさの問題、あるいは牛乳まで不足して値上がりして、バターは国産バターが店頭から消えていると

というような実態でございます。

そうしますと、これから食については、いろいろな意味でここ半年間、1年間の中には変化が出てくるかというふうに思います。それで、今回の通告を給食に絞らせて通告させていただいたところでございます。

第1点目は、学校給食の地産地消実施についてでございます。

まず、一番でございますが、主食であります給食、主食は米、米飯でございますが、今までも重要な位置でありますパンの小麦粉の値上げから来るところの値上げが今後考えられると思います。もし、値上げがなくて今のパンの状態を努めていくということは、業者にしますと、完全な死活問題になるんじゃないかと思えます。それをやるとすると、どこかで偽装とかあるいは質の低下とか、そういうところをやらなければ、これは対応できなくなってしまうと思います。そうすると、かなり値上げが学校給食にも出てくると思えます。

しかし、その反面、鏡石産米は、ただいまも町長からの答弁があったところでございますが、生産調整は40%を超したという実質の転作率になっておりまして、それに加えて、米価は安値であります。高いとき、コシヒカリが2万3,000円ほど1俵しておったのが、昨年あたりは1万2,800円という、全く農家にとりましては本当の死活問題にかかわる、大型米作農家にとっては年間で何百万もの生活費そのものが減算するというふうなことでございます。

そして、まだ多面的に考えますと、小麦等の高値によるこのパン代の値上げに対する代替主食として、それからまた、地元産米のこういうふうな消費拡大の実施をすることによって、米価の価格の安定に少しでも寄与すれば、あるいは給食費の値下げ実施に対応できればというふうなことも考えられるところでございます。そして、家庭での弁当をつくることによって、親子の結びつきと愛と絆の向上がつながってくるんじゃないかというふうにも思われます。

そんな面から、町立学校給食には家庭から飯米弁当を持参して、副食とみそ汁を学校で準備する、自宅の米を消費するというふうな姿になるわけでございますが、給食システム等は実施することは考えられないかということが第1点でございます。

2つ目は、全国的に最近事例が多く発表をされておりますこの地産地消ということですが、私はこれを農業、商業、教育、そして町等が一体となったところの地産地消のシステムづくりに向けての1つの方向として、政策はないかどうかでございます。

そういう意味を踏まえて、19年度学校給食における町内産米及び農産物の年間の使用量、あるいは値段等の実績はどのようになっていたのか。昨年も答弁の中では、それは記載されているのは、18年の実績が記載されておったところでございますが、まずはそれらはどんなふうに推移しているのかをちょっとお伺いさせていただいて、そしてそれをベースにしたと

ころの町内産使用拡大に向けた政策は、町としてはどのように考えておられるのか、それをお伺いさせていただきます。

点目になりますが、年間7,000万円近い高額な取り扱いとなっております学校給食用でございしますが、この食用の原材料の多くは、たくさんの業者がおいでになるかと思うんですが、福島県の学校給食会という会社から納入されているのが多いかと思えます。我が町にも、商工会が力を入れてたくさんの商店を育成したりいろいろやっているところがございますが、もっともっと町の商工会を育成して商業者、あるいは関係者を資質の向上を図って窓口としたところの地元業者の育成、あるいは拡充により納入率を上げ、商業者の育成と振興を図るべきというふうに、こう思うところでございます。

それらについて、これは産業課所管になってしまうのかもしれないんですが、教育長さんのほうから答弁をいただければとは思っておりますが、町当局はそれに向けての教育課のほうの指導はどんなふうの実施できないかというふうなことが3点目になります。

それから、大きな2点目になりますが、給食費の未納対策、これは結局は経済的な内容からの関連性でここに記載させていただいて、質問させていただきますが、全国的に何年かここ給食費の未納問題が大きな話題になって問題となっております。我が町でも、町立の施設が保育所、幼稚園、あるいは学校というものが、給食というふうなことが関連する部分があるかと思うんですが、こういう部分での実態はどのようになっているか。町では未納額は発生しているのか、その推移は年度別変化はどうか、あるいは、徴収方法はどのようにしているのかというふうなことをお伺いさせていただきます。

行政によっては負担している行政もあるようでございますが、しかし、現実にこの7,000万の金額を今新たに町の一般財政から捻出するとなると、町長も頭痛いだけでは済まないことにもなってくる。その分どこか削らざるを得なくなると思いますから、これは全体的に家庭がしっかりと踏まえた中で、徴収については納付していくべきだろうというふうにも思います。

また、この2番としては、未納の解決策の対処方法はどのように実施しているのかということをご報告させていただいたところでございます。

以上につきまして、詳細な答弁をいただけるように質問させていただきます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 8番、今泉文克議員の質問について答弁いたします。

最初、1番の学校給食の地産地消の実施についてでございますけれども、学校給食におけ

る地産地消については、県の農林水産部地産地消推進会議において、平成15年の県産利用率33%から、平成20年から22年の目標を40%以上に掲げた推進をしているところであります。

の学校給食に家庭より米飯弁当を持参するということについてでございますけれども、平成19年度の町立の小・中学校での米飯給食は週3回でありまして、年間の給食回数は188から189回のうち、118から118回の米飯給食が行われております。

米飯弁当を持参することについては、保護者の理解等から現段階では検討課題であると考えております。

番の町内産米、それから価格等の実績、それから使用拡大についてでございますけれども、平成19年度の小・中学校給食における町内産の米を含む農産物の使用については、米が約1万2,000キログラム、810万円で、その約93%が町内産であります。その他の農産物については、6月と11月に実施しました農産物の地場産物活用状況調査結果で申し上げますと、各月平均約110種類の農産物が使用されている中で、県内産の農産物が平均約28種類で、25.5%となっております。うち町内産については平均6種類と、全体では5.5%、県内産のうち21.4%が町内産という状況であります。

町内産の使用拡大に向けた政策につきましては、保護者負担の増加等にならないようにすることと、地産地消の推進を図り、地元業者から納入拡大を図るための検討が必要であると考えております。

なお、町内業者からの農産物の納入に当たっては、発注の段階でできる限り町内産の納入を促しているところであります。

の学校給食用食材について地元業者の納入率を上げ、商業者の育成と振興を図るべきと思うがということについては、学校給食の食材調達に当たっては、学校給食の主食となる米と小麦粉、また牛乳等、副食の一部については県内同品質、同一価格による安定供給を図ることを目的にしました財団法人福島県学校給食会を通して納入されており、食材費に占めるその割合は43.3%となっております。

学校給食会以外から調達される副食の食材については、19年度実績で3,790万円となり、そのうちの約55%が町内業者からの納入となっております。

地元業者の納入率を上げ、商業者の育成と振興を図ることについては、先ほどの答弁のとおり、保護者負担の増加とならないようにすることと、地産地消の推進を図り、地元業者からの納入拡大を図るための検討が必要であると考えております。

次に、2番の給食費の未納対策についてでございますけれども、の学校等での給食費未納の実態、それから徴収方法についてでございますが、平成19年度分の学校給食費決算における給食費未納の状況については、幼稚園については未納者がございません。小学校では7世帯23万5,000円、それから中学校では11世帯39万4,000円が未納となりまして、総額62万

9,000円が未納となっております。

なお、18年度の未納については、小学校、中学校合わせて53万1,910円ということで、18年度対比では増額しております。

給食費の徴収方法については、幼稚園については現金による集金、第一小学校については、19年度までは口座振替、今年度から現金による集金に変更しております。第二小学校については、口座振替または現金による集金となっております。中学校については、17年度までは口座振替または現金だったものを18年度から給食費、それから諸会費含めて一括現金で集金しております。

の未納の解決策解消方法についてでございますけれども、未納対策については、現年度の未納家庭に対しては電話と家庭訪問を中心とした督促を行って、過年度の未納者に対しては校長、それからPTA会長連名による督促をしているところでございます。

なお、19年度から統一した滞納対応マニュアルを教育委員会として作成し、これに沿った未納対策を実施しているところであります。

以上、答弁させていただきます。

議長（仲沼義春君） 8番、今泉文克君の再質問の発言を許します。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） ただいま教育長のほうからいただいたところでございますが、幾つか今回質問に当たりまして、町内の学校の給食費決算書なり、あるいは担当者、関係者等のお話を伺って、実態はどうなのかというふうなことで、ちょっと時間をつくってやってみました。

そうしますと、なかなかいろいろな細かい問題がある、それがあんだなど。しかし、難しい点もあるけれども、あるいはどこかでこう対応できるものもあるのかなと、もうちょっと詰めてみようなというふうな、こう感じました。

その中で、幾つか私なりに気がついた点でありますので、それについて今のやつの答弁にちょっとまた細かい部分についてお伺いさせていただきます。

給食の米の件でございますが、最近全国でも給食だけではなくて、弁当の日を設定したりというふうなところが随分あるようでございます。また、私がちょっと今手にしております「弁当食べよう」なんて、これは農業委員会が窓口になってやっております全国農業新聞の記事の中から1つ、学校給食に地元の循環米、し尿肥料の使用をして、その理解と新しい産品の開発とかというふうになっているんですが、福岡県の築城小というんですか、ここの学校では、学校給食をすべて飯米にしたと、全部米にしたと。それも町内産の循環、結局リサイクル米というんですか、堆肥をつくってそれをやる。その堆肥というものが、し尿を発酵

させたり液肥を肥料としているということで、循環型社会のトップランナーだというふうなことで期待されておりました。当初は非常にし尿の散布したものを食べさせるのかということでいろいろなクレームがあったそうでございますが、それは堆肥センターで発酵させて、それなりの栄養というんですか、衛生的なことも加味した中でのあれがあったようでございます。そのことによって、農家の肥料代5,000円ほどかかっていた肥料代が100円ほどで済んでしまったとか、あるいは町のし尿処理費、これがトン当たり8,000円かかっていたものが液肥にするとその半分の4,000円で済んだとかというふうなことで、そういうふうなことを地道にやったことによって、子供たち、あるいは関係者の方々もこの肥料を使った栽培の米はおいしいんだというふうなことで、違和感なく、今では食べているというふうなことで、当初はすごく抵抗があったのかなと思います。

今我が町ではこの米飯給食と言っていますが、子供たちの栄養価のことも考えて、麦を10%から20%ほど米に混入しているようでございます。これは栄養価の向上とかもあるんでしょうが、ただ麦は入れるとどうしても食味がちょっとその分低下するというので、我々きょうここに議場においでの方々、全員麦飯を食べている方もいるのかもしれないんですが、ほとんどコシヒカリの鏡石産のおいしい米を食べているのかと思います。子供たちはそこに麦を入れて食べる、そうするとやはりどうしても食味が落ちる。そのことによって残飯がふえるというふうなことも現実問題として起こり得るところでございます。聞いてみますと、残飯は、パンですと1日当たり、学校の規模にもよりますが、1小ですと、パンですと1日平均18キロくらいだそうです。あと中学校では8キロから9キロ、これは1つ当たりのパンの量も違うところだと思うんですが、それで米になりますと、大体1小で35キロから48キロ、あと中学校で10キロから30キロというふうな差が出るそうでございます、米の残飯が。メニューが、洋食ですと少なくても和食だと多いというふうな嗜好の差があるのかなと思うんですね。せっきゃく7,000万近くの給食費で食材を買って残飯が出るということは非常にもったいないなと、数量的にはわずかでございますが、幸いにしてそれを対処していただいている方も、処理していただいている方がおりますから、助かっているところでございますが、それらをまた我々学校で処理するとなると大変な経費もかかってくるなというふうにも思いました。

また、先日テレビの放送で見えていましたら、幼稚園の弁当をつくるのに非常にお母さんが悩む、なぜ悩むんだと言ったら、それは何のことない、子供の注文どおりにつくるために悩むというふうなことで、その弁当の中身を拝見すると、御飯におかずを栄養価を考えた弁当ではなくて、子供が求める弁当をつくるというふうなことで、どうしても菓子パンみたいのを入れたり、あるいはピザみたいのを入れたり、それからブドウとか果物をいっぱい入れたりということで、子供が喜んで食べるものを弁当として、おやつ的なお昼になっているの

かなというふうに、テレビで報道しておりました。随分食生活が変わってきたなというふうに思います。

そこで、私ちょっとこれ計算してみましたらば、給食の精米が年間12トン、昨年の答弁の中では465キロ、これは玄米換算にしますと13トン700キロぐらいで約228俵、約230俵ぐらいのあれになります。この米代金が約710万ほどになっているようでございます、御飯の代金が。生徒数が1,313名ですから、年間計算しますと約15万2,500回ぐらいの食数の回数になっていました。これを割っていきますと、1食当たり米飯の代金が平均で46円くらいになり、今、生産者の米の値段でいきますと、使われているのが、ヒトメボレを学校給食には使っておりますから、この昨年の秋口の価格でいきますと1万2,500円ぐらいの高く見ても米代金だと。そうしますと、米代金としては生産者価格としては285万くらいですね。そして、これを1人当たり1食にすると18円71銭、家庭で食べると1食当たりの米代金というのは20円を割るというふうな、本当に安い米の代金でございます。710万からその地元産米の米の単価、生産者価格をやっていきますと約420万ほどの格差が出ます。もし農家から1万2,500円で買えば、425万の何というんですか、米が安くなると、700万のうち60%も減算するというふうな数字が出てくるところでございます、これは単純な計算ですが。これは家庭で朝食に米飯を食べるというふうなことを前提にしたときの考え方になります。この弁当だけを持っていきますと、こういうふうに経済的な効果が下がってくると、米飯だけを持っていった場合。

ただパン食に比べると、全量パンにしたときから比べますと200万ほど高くなるものですから、パンよりは高くつくんですが。あとはもう一つは、問題は冬場の保温対策とか、夏場の鮮度対策、衛生的なもの、あるいは3番目には、共稼ぎ家庭が多くて弁当をつくっている時間が厳しくなってくる。あるいは、最近は朝食抜きの家庭が多くて御飯を炊かない。それからパン食の家庭が多くなっているというふうなことで、朝私はうちが御飯を食べるから、朝は御飯あるからそれをお昼に持っていけばいいだけの単純な考えだったんですが、このようなちょっと背景があったみたいでございます。

しかし、これは炊飯弁当を持っていくことによって、各家庭の経済的の負担はかなり軽減されてくるのではないかなというふうにも思います。そしてまた、母親、あるいは家族の愛情や絆が強くなることもあると思います。

それから、全量米飯弁当にすれば、鏡石産米が学校給食では40%ほど消費が増加するということになります。そして、コシヒカリが主力になりますから、おいしい御飯で残飯も少なくなる。それから、御飯を家庭から持っていくことによって、学校給食の設備、運用軽減とか職員負担の解消が図られるというふうなことも、メリットも大きいんじゃないかというふうに思います。

そういうふうなことを考えますと、これらの実施に向けた方策というものは、本気に考えていったほうが、私はトータル的なものではないんじゃないかというふうに思います。それが進められないかどうかを改めて伺いいたします。

あとそれから、食材の使用実績と拡大政策でございます。また、町商工会を窓口とした地元業者育成と振興策、これは関連しておりますので伺いいたしますが、こう聞いていくと、だんだんとこれは全体の何%、そしてそのこの県内のまた県内産から見て、町内産はそこから見てまた何%とずっと下がっていきますから、まだまだ地元は弱いんだなということを、この数字を見ると感じました。

たくさん最近新聞なんかでもあるんですが、これも長野県の新聞だったんですが、直売所を女性農業委員の方が立ち上げて、そこで産品をいろいろたくさん、120名ほどの組合員をもって学校給食ですね。これは塩尻市なんですが、現在は市内の12校にわたって食材を供給しているというふうな姿も報道されておりました。また、県内では身近な事例としては、旧熱塩加納村ですが、今、喜多方市になりましたが、そちらのほうでも地場産品を有機を重視したところの学校給食をこれも模範的な運用をしているというふうにも伺っております。そんなふうにして、この学校給食に地元食材の納入というものが各地で騒がれておまして、しかし、鏡石の中で聞いてみますと、この問題点が幾つかあるというふうに感じました。

まず、鏡石のこれは関係者からの声でございますので、改善する必要があるなと思ったんですが、まず1つは、青果物を納めている青果物の規格が不ぞろいで使いづらい。結局は商品としての価値が低いということで非常に調理するのに手間がかかる。あるいは数量的なやつ確保が難しいと。それから、2つ目は、価格が非常に不安定であって、給食費の原価計算がなかなかできない。もう少しこの価格もきちんと生産者がみずから自分らで年間価格というものを考えて提示してもらえないか。あと3つ目は、安全性というふうなことで農業米の保管、あるいは納入時の安全性の不安、これが非常に多い。学校給食会は物によってはきちんと冷蔵輸送したり、いろいろなそういうふうな配慮をしていると、やはりしっかりとした裏づけがあって初めて食品としての価値があるんだなというふうに、こう思いますから、これらの3点の改善が鏡石町では重要なと、納入する業者の質の向上ということがここにはあるのかなというふうに思いました。

また、町内産の拡大でございますが、生産者のほうとしては、やはり農産物生産組織の育成というものが大事な。町には直売所あやめがあったり、あるいはイオンの中に鏡石産品のアグリ21の産品があったり、町で開催しているのが朝市があり、そして、JAのはたけんぼがあったり、また泉崎のNPO法人こころんなんていうところにも直売所があったりということで、そういうところに鏡石の産品がたくさん納品されております。これらをどこかでこうつなげる産品の確保ということがあって、育成が成り立つのかなというふうにも思いま

した。

あとそれから、1つはそういうふうなものを、そういうふうな流通にかかわる部分に対するトータル的なプランニングが欠けているのかなというふうな感じがします。

また、商工会におきましては、品質とか鮮度の向上を図るための納入業者の質の向上をやはり言われておりました。業者間の情報の共有とか協力体制等も言われておりました。学校ではできれば、給食に家庭弁当の日の導入というものをどうか。それから、給食に鏡石産品だけ食材した日をどうか。そういうふうな今、エコを目指したところの牛乳パックのリサイクルとかそういうこともやっているそうなのですが、そういうふうなことも、もっと考えなければいけないなど。

そして、また町としては、生産者、商工会、学校担当者、あるいは教育課の方々による食材に対する検討会、そういうものを私は開催して意見の交換をして、少しでも向上に結びつけていく方策も必要かなと。そのことによって、問題点を解決して給食の質の向上を図れるかなというふうにご考えられるところでございます。

このいろいろな問題を解決するためには、これらの会議なり、あるいはこういうふうなトータル的なプランニングをすることによって、町がフローチャート像をつくって、おのおの立場で解決に向けた実施を進めたほうがいいかなというふうに、私は政策的に必要だろうというふうに感じます。教育長はどのように考えておられるか、重ねてお伺いさせていただきます。

給食費未納の件でございますが、なかなか大変な中で今やっております。我々大人はメタボリックを心配するほど高カロリーの食事を毎日とりながら、この成長盛りの子供たちのお昼には1食、小学校で255円、中学校で306円という低価格で御飯を食べさせている。それで、高いどうのこうのという、こういうふうな意見を述べること自体、ちょっと控えなければならぬと思うのですが、こういう低価格で給食を実施している関係者の方には大変努力があるんだろうなというふうにご感謝するところでございます。

年間、小学校が4万7,000円、4万8,000円くらいですか。中学校が5万7,000円ほどで食べておられます。そういうことを考えたときに、米飯給食導入することによって少しでも給食費の減額ができれば、保護者の家庭負担、あるいはそういうことも少しでも解消できれば、この未納問題の解決の一案にもなるのかなというふうに思いますので、炊飯の家庭からの弁当持参の教育も含めた中で進めていただく考えはお持ちかどうか、質問させていただきます。

以上です。

議長（仲沼義春君） ここで昼食を挟んで午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時15分

開議 午後 1時00分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

再質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 8番、今泉文克議員の再質問についてお答えします。

ただいまは学校給食について、子供たちの安心・安全のために保護者を巻き込んだ学校給食のあり方、さらには町内産の農産物使用拡大、それから商業者の振興、育成というようなことについて、さまざまなご提案、ご提言をいただきまして、まことにありがとうございました。

その中でも、課題、それから問題については十分認識されながらのご提案ということで、それについて幾つか申し上げたいと思います。

ただ、すぐに取り組みできるもの、または制度、長期的な取り組みの中でやらざるを得ないもの、それぞれあると思いますので、すべてすぐというわけにはいかないということをお願いしたいと思いますが、幾つか提案あったものについても、ある程度の取り組みをしながら事業実施ということも出てくるだろうと思いますし、長期的に組織化、またはさまざまな生産者との協議、または生産者のグループの育成などもつくっていかなくてはなりませんので、そういった面では若干時間がかかるかなと思います。

さらに、鏡石町の実態を見ますと、年間使う野菜の種類に対して、実際つくっていらっしゃるけれども、いわゆる製品として出荷できるものがどのくらいあるかという、そういうものもありますし、品質の問題、それから数量の問題等、それから今まではつくってなかったけれども、もし出荷できるとすればつくってみたい、そういった要望のある農家の方もいらっしゃるというふうに思いますので、そういったことについても、今後そういった団体、または生産者に働きかけてみたいというふうに思います。

さらには、将来の団塊世代の退職をにらみながら、いわゆる公民館活動としての生涯教育の中でも、そういったものを生産する能力といいますか、ノウハウを身につけるような講座などもやっていきながら、2年、3年、もっとかかるかもしれませんが、そういった形でやっていきたいというふうにも思っております。

そういう中でも、課題、問題については議員からありましたけれども、まず朝食についてでございますが、過般の議会でも答弁いたしましたけれども、朝食の欠食が実態として、時々食べない、それから全く食べないというのを合わせますと、小学校で11.98%、それから中学校で13.37%あります。これは、子供たちに起因するものと、それから親に起因する

ものと両方あると思いますけれども、現実には朝食を食べない家庭、食べられない状況にある子供たちというものもあるということでございます。

さらには、かなり洋食化、いわゆる間食含む洋食化が進んでおりまして、御飯を食べない家庭もあるというようなことでありますけれども、ただ子供たちのためにどういう栄養素が必要で、どういうカロリーが必要で、その辺の栄養素のバランスと関係ありますので、私としては和食が子供たちの骨をつくる上でも必要だと思いますし、体づくりのためにはいいバランス食ではないかというふうに思っていますので、もっともそういう形では進めてはいきたいというふうに思っています。

野菜についての課題、問題については、やはり一番はその品質の問題、それから数量の安定的な確保、それから価格の安定というものが課題であろうと思います。

果物については、地元の農協を通じて現在も納入していただいておりますので、その辺については問題ないと思いますが、やはり野菜が品質の問題、品質というのは学校に納入して、調理して子供たちにお昼に給食の時間食べるという、その時間的な問題で、ある程度安定した品質を納入していただくということが前提になるだろうというふうに思います。

それから、生産者の育成ということも、これからやっていかなければならないということもあります。つまり、年間の使う野菜の品種は1月から12月までの品名は調査してわかっておりますので、そういったものについて地元、鏡石町で生産できる可能性のある、またはしてみたいというものについての、いわゆる生産計画を立てて、それに対する生産の割り振り、それから品質管理、さらには品質管理の中には当然今言われている安心・安全というものも盛り込みしなければならないというようなことでございますので、その中にはトレーサビリティの問題とか、場合によってはそれ以上のH A C C Pの基準を盛り込むということも考えなくてはならないだろうというふうに思っております。

そういったところを入れながら、いわゆるどこでだれがどのようにマネジメントをするかということが一番大事だろうというふうに思います。そういったマネジメントをしていただく、いくということを含めて生産者の育成などを図らなければならないのかなというふうに考えております。

それから、ご提案ありました鏡石町産だけの給食の日というのは、非常にいい考え方です。これは、今鏡石町でとれる産物の中で、学校栄養士の方がその中でのメニュー開発を検討していただいて、そういったものもすぐにできるかどうかわかりませんが、そういった体制がとれるような形であれば、そういったことも取り入れて鏡石町産だけの給食の日ということで保護者にもPRしながら、さらには子供たちの食育という面での取り組みを検討してみたいと思います。

それから、納入業者、学校の給食担当、それから教育委員会が入った意見交換会、この辺

についてはぜひやってみたいというふうに思います。思いを同じくしておりますし、地元産の地産地消という面では学校も、それから納入業者も教育委員会も同じ考えでございますので、そういった面では意見交換会はぜひ実施してみたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 8番、今泉文克君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで、議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 1時10分

開議 午後 1時24分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

#### 議事日程の報告

議長（仲沼義春君） ここで、議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） ただいま議会運営委員会を開催いたしましたので、議事日程について検討し決定いたしましたので、報告申し上げます。

お手元に配付の資料にお目通しをいただきたいと思っております。

第5回鏡石町議会定例会追加議事日程〔第3号の追加1〕、平成20年6月12日木曜午前10時開議。

日程番号、件名の順で読み上げます。

第1、一般質問につきましては、ただいま終了しております。

第2、議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、産業厚生常任委員長報告。

第3、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第4、決議案第2号 閉会中の先進地行政視察調査について。

第5、議会運営委員会所管事務調査の申出について。

第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

第7、農業委員の推薦について。

以上であります。

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することに決しました。

産業厚生常任委員長報告（議案第72号について）及び報告に対する  
質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第2、議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

5番、根本重郎君。

〔産業厚生常任委員長 根本重郎君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 根本重郎君） ご報告申し上げます。

平成20年6月12日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。産業厚生常任委員長、根本重郎。

委員会審査報告。本委員会は、平成20年6月9日に付託された議案審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所。

平成20年6月11日、午前10時、午前11時16分、委員全員、議会会議室。

説明者。産業課より小貫課長、柳沼主幹兼振興グループ長。

付託件名。議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について。

審査結果。議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決した。

審査経過。議案第72号は担当課の説明を聞き、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（仲沼義春君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、議案第72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、  
採決

議長（仲沼義春君） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

5番、根本重郎君。

〔産業厚生常任委員長 根本重郎君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 根本重郎君） ご報告申し上げます。

平成20年6月12日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。産業厚生常任委員長、根本重郎。

陳情審査報告書。本委員会は平成20年6月9日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所。

平成20年6月11日、午前10時、午前11時16分、委員全員、議会会議室。

説明者。健康福祉課より今泉課長、小貫主幹兼福祉グループ長、太田保健師長。

付託件名。陳情第10号 「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書」提出の陳情。陳情第11号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情。

審査結果。陳情第10号は採択すべきものと決した。陳情第11号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第10号は、担当課の説明を聞き審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第11号は、担当課の説明を聞き審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、陳情第10号 「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書」提出の陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告とおりに決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告どおり採択することに決しました。

次に、陳情第11号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

決議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第4、決議案第2号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議案の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議（案）を朗読させていただきます。

平成20年6月12日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

閉会中の先進地行政視察の調査の実施についての決議（案）。

このことについて、鏡石町議会会議規則第70条の規定により、閉会中の調査として実施し、たく決議されるよう提出します。

決議案第2号 閉会中の行政視察調査の実施について。

今日の地域社会は激動する情勢の中で日々変革しているが、われわれ議員は町民福祉の向上と町政進展のため常に研さんに努め、その任務を遂行しなければならない。

このため、今後わが町の議会並びに行政運営に資するため、次のとおり閉会中の行政視察として先進地自治体を調査することを決議する。

記。

1、調査項目、健全な財政運営について、自立（律）のまちづくりについて、産業振興について。

2、調査先、北海道音更町、北海道白糠町、北海道厚岸町。

3、調査年月日、平成20年7月8日（火）から7月11日（金）（3泊4日）

4、調査費用、議会費で行う。

平成20年6月12日、鏡石町議会。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの閉会中の行政視察調査の実施についての件で質問をいた

します。

まず、町の財政は、駅東計画の凍結に見られるように大変深刻な状態にあるだろうと思うんです。それで、この研修についても、あらゆる予算についても、やはり削減できるものは徹底的に削減をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えるわけでありませう。

3町の視察と調査項目については了とするものでございますけれども、調査年月日が3泊4日となっていますけれども、やはりこれは今飛行機という非常に早い、迅速な交通手段があるわけですから、2泊3日ぐらいでできるんじゃないかというふうに考えるわけですが、その辺についてはいかがなものか、ひとつその辺をお尋ねしたいと思います。

2点目は、研修のときに見ていきますと、研修に行くんだか、宴会に行くんだかわからないような内容で、一部の議員を排除しながら宴会をやっているわけですね。やはりこれは宴会というものは研修の中で宴会に行くんじゃないから、それは取りやめるべきだ。それで、食事の前に食前酒の1杯や2杯はしようがないとしても、宴会をやってどんちゃん騒ぎをやっている、そういう今時代ではないんじゃないかと思えます。その辺について、ぜひ宴会をやめて普通の会食にすべきである。そして、まして政務調査会独自の、独自のと言いながらも、政務調査会に入っていない人も、職員などが入ってやるわけですから、非常にこれは醜い。私も何回も政務調査会長などに質問などをしているんですけども、まともに答えないまま、こういうものをずるずるとやっているわけですが、これについても改めていただきたい。

それから、3点目は、議会の研修を一人一人本物の自分たちのものにするためには、研修の報告をやはり事務局任せにするのではなくて、自分たち一人一人議員がその報告書を出して、そして事務局はその報告に基づいて編集といいますか、抜粋するなり何なりして報告書をつくるように、あるいはそれを全部まとめて報告書にするような形でやるべきであって、事務局に報告書を任せるというのでは、研修も身の入ったものにならないと思いますので、ぜひその点を取り入れるべきではないかと。

以上、3点について質問いたします。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） ただいま13番議員のほうから質問がございましたので、お答えをいたします。

今回の行政視察について、行政視察は結構であるが、3泊4日の期間は長いのではないかとということで質問がございました。これらについては予算、あるいはこの行政視察の調査を行うということで、その中で検討した結果、このようになりました。そして、調査先のほ

うにも既に連絡済みでございますので、その点ご了承いただきたいと思います。

一部の議員が宴会、普通の食事をしたらどうだと、これについては、私の立場では答えられません。

3点目、研修の報告について、これは各人が自分の取捨、あるいは議会の中でも調査した結果はいろいろな面で生かされて、また報告している方もおりますので、これらについては今後みんなでこれもあわせて検討していき、そして、それらが行政運営に生かされるよう努力したいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

本案に対する賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり決することに決しました。

#### 議会運営委員会所管事務調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第5、議会運営委員会所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第68条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査の申し出があります。委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

農業委員の推薦について

議長（仲沼義春君） 日程第7、農業委員の推薦についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、3番、渡辺定己君、11番、菊地栄助君の退席を求めます。

〔3番 渡辺定己君、11番 菊地栄助君 退席〕

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は2名とし、渡辺定己君、菊地栄助君、以上の方を推薦したいと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、議会推薦の農業委員は2名とし、渡辺定己君、菊地栄助君、以上の方を推薦することに決しました。

ここで、3番、渡辺定己君、11番、菊地栄助君の除席を解きます。

〔3番 渡辺定己君、11番 菊地栄助君 復席〕

議長（仲沼義春君） ここで意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 1時46分

開議 午後 1時48分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

## 議事日程の追加

議長（仲沼義春君） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加して、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

## 意見書案第8号、意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第8、意見書案第8号 現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書（案）及び日程第9、意見書案第9号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）の2件を一括議題といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

平成20年6月12日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、根本重郎。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見者案第8号 現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書（案）。

急激な少子化の進行、児童虐待など……。

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（根本重郎君） 今、省略とありましたので、省略をさせていただきます。

中段以下、1、現行保育制度を堅持・拡充し、直接入所方式や直接補助方式を導入しないこと。

2、待機児解消のための特別な予算措置を行うこと。

- 3、保育所最低基準は堅持し、抜本的に改善すること。
- 4、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策推進のための国の予算を大幅に増額すること。
- 5、子育てに関わる保護者負担を軽減し、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境を整備すること。
- 6、公立保育所の運営費を国庫負担金に戻すこと。（民間保育の運営費を一般財源化しないこと）

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月12日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、福田康夫様、財務大臣、額賀福志郎様、厚生労働大臣、舛添要一様、少子化対策担当大臣、上川陽子様、総務大臣、増田寛也様、衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、江田五月様。

次に入ります。

平成20年6月12日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、根本重郎。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見者案第9号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）。

歯や口腔を健康な状態に保ち、……。

〔「朗読省略」の声あり〕

5番（根本重郎君）朗読省略の声がありましたので、省略させていただきます。

以上の点から、歯科医療従事者が歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、良く噛める入れ歯が提供できるなど、良い歯科医療が行えるよう、また、患者さんが安心して歯科受診できるよう次の事項の実現を強く求める。

記。

- 1、患者窓口負担を軽減すること。
- 2、良く噛める入れ歯が保険給付として製作・装着・管理できるように、また、歯周病の治療・管理が保険給付として適切にできるようにする等、良質な歯科医療が保険で提供できるように診療報酬を改善すること。
- 3、安全で普及している歯科技術を保険がきくようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月12日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、福田康夫様、財務大臣、額賀福志郎様、厚生労働大臣、舛添要一様、衆議

院議長、河野洋平様、参議院議長、江田五月様。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認め、討論を省略し、採決を行います。

初めに、意見者案第8号 現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 閉議の宣告

議長（仲沼義春君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

#### 町長あいさつ

議長（仲沼義春君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第5回鏡石町定例議会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議いただき、いずれも原案どおり承認、議決を賜りました。まことにありがとうございました。

会期中、議員各位から賜りましたご高言等につきましては、十分にこれを尊重し対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも、議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

梅雨の季節を迎え、体調を崩しやすくなりますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

#### 閉会の宣告

議長（仲沼義春君） これにて第5回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時57分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 6月12日

議 長 仲 沼 義 春

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 柳 沼 俊 行

署 名 議 員 今 泉 文 克

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	3
報告第 15号 専決処分した事件の承認について.....	3
報告第 16号 専決処分した事件の承認について.....	9
報告第 17号 専決処分した事件の承認について.....	13
報告第 18号 専決処分した事件の承認について.....	16
報告第 19号 専決処分した事件の承認について.....	18
報告第 20号 専決処分した事件の承認について.....	20
報告第 21号 専決処分した事件の承認について.....	22
報告第 22号 専決処分した事件の承認について.....	24
報告第 23号 専決処分した事件の承認について.....	26
報告第 24号 繰越明許費繰越計算書について.....	32
議案第 72号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に 関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定 について.....	33
議案第 73号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について.....	36
議案第 74号 鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について.....	58
議案第 75号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について.....	60
議案第 76号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第1号).....	62
議案第 77号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号).....	63
請願・陳情文書付託表.....	65

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第15号	専決処分した事件の承認について	20.6.10	承認
報告 第16号	専決処分した事件の承認について	20.6.10	承認
報告 第17号	専決処分した事件の承認について	20.6.10	承認
報告 第18号	専決処分した事件の承認について	20.6.10	承認
報告 第19号	専決処分した事件の承認について	20.6.10	承認
報告 第20号	専決処分した事件の承認について	20.6.10	承認
報告 第21号	専決処分した事件の承認について	20.6.10	承認
報告 第22号	専決処分した事件の承認について	20.6.10	承認
報告 第23号	専決処分した事件の承認について	20.6.10	承認
報告 第24号	繰越明許費繰越計算書について	20.6.10	承認
議案 第72号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	20.6.12	可決
議案 第73号	鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について	20.6.10	可決
議案 第74号	鏡石町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	20.6.10	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第75号	鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	20.6.10	可決
議案 第76号	平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)	20.6.10	可決
議案 第77号	平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	20.6.10	可決
日程 第7号	農業委員の推薦について	20.6.12	推薦
決議案 第2号	閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議(案)	20.6.12	可決
意見書案 第8号	現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書(案)	20.6.12	可決
意見書案 第9号	保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書(案)	20.6.12	可決

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第10号	「現行保育制度の堅持・ 拡充、保育・学童保育・ 子育て支援施策の推進に 関わる国の予算の大幅増 額を求める意見書」提出 の陳情		福島県保育連絡 会 世話人代表 大宮 勇雄	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択
陳情第11号	保険でより良い歯科医療 の実現を求める意見書採 択に関する陳情		福島県保険医協 会 理事長 酒井 学	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択